

第一次世界大戦前ドイツ化学連盟と営業監督官制度 ：雑誌『化学工業』の分析(1)

田北, 廣道
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1522394>

出版情報：経済学研究. 82 (1), pp.15-46, 2015-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



第一次世界大戦前ドイツ化学連盟と営業監督官制度： 雑誌『化学工業』の分析 (1)¹⁾

田 北 廣 道

はじめに

I. 伝来史料の概観

II. 化学連盟の嘆願活動：『営業条例』の改訂に向けて

III. 化学連盟の『(営業監督官) 年次報告書』への関心 (以下、次号)

むすび

史料・文献一覧 (本号)

はじめに

1880年代後半からドイツ化学工業は、「生産の科学化」(Andersen, 1990, p.87)を基礎にして寡占的大企業を形成しつつ急成長を遂げ、20世紀初頭には合成染料により世界市場を席巻するに至った(加来, 1986: 工藤, 1999)。しかし、このような急成長は、決して自由な市場関係のもとで行われたわけではない。1845年プロイセン『一般営業条例』によって導入された事前営業認可制度を通じて、「あらゆる種類の化学工場」は、創業時や経営内容の変更時に行政当局に申請して営業認可の取得を義務づけられていたからである(田北, 2013, p.87)。認可申請後に官報や新聞紙上に計画が公示されると近隣住民から激しい抵抗を招いた。筆者が対象地域に据えた都市バルメンと都市エルバーフェルトにあって市当局が、大半のケースで反対派住民を後押しした事情も手伝って、営業開始が大きく遅れただけでなく、場合によっては市外への工場立地の移転を強要された。1875年イエガー染料会社による都市バルメンから都市デュッセルドルフ郊外への移転、1891年ダール染料会社によるエルバーフェルトから小都市ハーンへの移転が、その代表例である(田北, 2012, 2015)。この時期巨大企業へと急成長を遂げたバイエル会社が、1891年以降主力工場をエルバーフェルトからレヴァークーゼンに順次移転したのも、敷地の手狭さもさることながら住民・市当局の抵抗を考慮してのことである(Köllmann, 1960, p.24: Hoth, 1975, p.187)。1889年以来ダール闘争にあって指導者の役割を演じてきた工場主O. シュリーパーは、1891年市当局による反対派住民の支援を称えて、「本来であれば、上級市長は納税者であり雇

1) 本論文は、科学研究費補助金・基盤 (C)「第2 帝政期ドイツの環境闘争と科学主義の台頭」(平成 25-27 年度: 課題番号 25380430)に基づく成果の一部である。

用主でもある企業の貢献に配慮するはずだが、熟慮の末に認可発給が経済的に、そして公衆衛生的に西部市区にとって救いがたい被害を及ぼすとの理由説明を最重視した」(RD, 24627, p.108: 田北, 2014a, pp.33-34)と表現した。市当局は、税金・雇用という目先の利益より、住民にとって健康被害の深刻化という公衆衛生的理由を最優先したのである。この点で後の双子都市ヴァーターは、A. アンデルセンが考察した「BASFの企業城下町」、ルトビヒスハーフェンとは好対照をなしている(Andersen, 1996, p.253)。

ところで、認可制度は、1845年の導入以来『営業条例』・『執行規則』の改訂などを通じて手直しされてきた。20世紀初頭に至る認可制度の変遷については、既に別の機会に詳細に論じたことがあるので、この場では、1880年代が法制度の点で一大分岐点をなすことを再確認しておきたい(田北, 2013, pp.103-107)。すなわち、1883年『行政・行政当局の権限に関する法』(以下、『行政法』と略す)により認可審査窓口が、国王政府・内務部から地区(郡)委員会(地方名士の合議団)へと移行した²⁾。また、1884年『執行規則』により営業監督官の役割が大きく拡大した。これまで認可申請書(書類・図面)の予備審査を担当してきた郡医師に代替しただけでなく、意見聴取会に専門家の資格で参加するようになったからである。この営業監督官は、1878年全ての行政管区に設置義務が課されたが、その活動が本格化するのは、管見の限り1890年代以降のことである(田北, 2014)。

この1880年代以降ラインラントにおける認可闘争は、緩やかに沈静化に向かう(Henneking, 1994, p.404)。「隣人権」やそれと密接な関係に立つ「都市条例」に基づく抵抗は、1872/75年イエガー闘争を頂点として退潮に向かい、20世紀初頭には認可審査の集権化と判定基準として科学技術主義の勝利が達成されている(田北, 2013b)。1907/09年イエガー闘争が、その到達点を示している(田北, 2011a)。産業界・学界双方で「アニリン染料の権威」と高い評価を得ていたベルリン工科大学のヴィット教授の鑑定書を下敷きにした認可条件が営業監督官から提示され、ほぼそのまま採用されている。しかし、その間30年の発展は決して線形に進んだわけではなく、1890年代初頭の公衆衛生的理由からの反転を伴いつつ紆余曲折を辿った。

このような曲折を辿りながらも認可審査の集権化と科学技術主義の勝利へと向かうなかで、認可審査に広く関与した営業監督官は、どのような役割を演じたのだろうか。本論では、別稿で提起した一対の問題を考察する(田北, 2014, 2015)。ここでは、手短に済ませよう。一方は、営業監督官を「企業家寄りの専門家」と位置づけ、科学技術主義の旗振り人となったとする所説である(Stolberg, 1994, pp.314-315: Henneking, 1994, pp.107-111: Simons, 1984, pp.40-48)。その際、1879年と1892年の『職務規則』が主要な史料基盤とされるが、認可闘争関係の裁判史料も取り上げたR. ヘンネキंकも古典学説を踏襲しており、ドイツ環境史が声高に叫ぶ「関連主体を、あらかじめ善玉と悪玉に色分けすることへの警鐘」(田北, 2011, pp.89-90)は耳に届かなかったようだ。F. ウェケッターは、煤煙闘争に関する限り、営業監督官の調査は五感頼りで専門家にはほど遠いこと、しかし企業家と癒着した鉱山監督官とは違って中立的立場から真剣に取り組んだことの2点を指摘して、古典学説に疑問を投じている

2) 2010年にノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館で行った史料調査によれば、デュッセルドルフ行政管区で審査窓口が地区委員会に移行したのは、1888年秋からである(田北, 2011a, p.47)。

（Uekötter, 2003）。その際、M. カルルが「専門職化」の概念を使って論じたように、1870年代以降の営業監督官就任者が大学教育を受け高度な専門知識を身につけていた事情が、そうした解釈を後押ししたのかもしれない³⁾。筆者は、1890年代のイェガー会社、ディッケ会社、ダール会社の認可闘争関係の史料と営業監督官の『年次報告書』との分析から、次のような仮説を提示した。営業監督官は、工場経営に対する厳罰主義の適用は極力控えるべきと定めた『職務規則』の制約のもと、近隣住民（大衆）保護のために、技術的に実践可能な条件を提案した。その意味から、技術的な認可条件の提案は、一種の妥協策だったのである（田北, 2014, p.106）。この仮説と密接に関わる史料証言を3点だけ挙げておこう。

1890年版『年次報告書』に載せられた次の表現から明らかなように、厳格に過ぎる条件設定は、かえって企業家の意欲をそぐことを熟知していた。「工場近隣住民と労働者の保護の観点からみると疑いを挟まざるをえないケースがある。認可発給権をもつ当局は、（営業監督官に）認可条件の設定を要請する場合を除いて、被害と迷惑の回避に繋がるような全ての条件を、通常考慮しているようだ」（RD, 24648, pp.122-123：傍点は原文）。1891年エルバーフェルト警察署長から国王政府宛の「化学工場への認可発給を理由とした苦情について」と題する書簡では、「過去5年間国王政府・地区委員会の発給する認可文書に、そもそも満たせるはずのない条件が採用されており」（RD, 24610, pp.237）違反が続出しているとの苦情を紹介している。また、1891年ハーンを舞台としたダール闘争の前史をなすエルバーフェルト闘争において営業監督官は、どのように優れた製法・装置を使っても製造工程の異常による有害な硫化水素ガス発生は不可避だとする厳格な鑑定書を作成しており、この鑑定結果は、地区委員会と商務省からも採用された（田北, 2015, pp.102-104）。しかし、1891年に営業監督官は、初めから「認可条件」の提案を求められており、「最良の実践」と超人的能力を備えた工場責任者の任命という苦渋の選択を余儀なくされていた。

もう一方は、1890年代前半の営業監督官制度の矛盾に満ちた発展と化学工業界の関与についての問題である（田北, 2015, pp.92-94）。1891年『営業監督官の任命と営業査察組織に関する布告』（GS, 1891, p.165）に基づき営業監督官制度は大きな編成替えを経過した。デュッセルドルフ行政管区は、5つの営業査察地区に分割され、同時に査察役人も3名から12名に増員された。ここに営業監督官を頂点にし、各地区の責任者である営業査察官5名と助手6名の総員12名からなる体制が敷かれた（田北, 2014, p.84）。それは、監督役人の職務の大幅軽減につながることはなかったが、工場査察、弊害の改善、報告書作成など、組織化と効率化が進んだ。1892年『バルメン査察地区の監査報告』からは、査察官と地元警察の協力体制のもとで、きめ細かな監督が実施されていたことをうかがえる。「産業施設の労働者と近隣住民の保護に関する法規定の執行については、査察の折りに十分注意が払われている。また、労働者の利害において望ましいと考えられる諸点も考慮されている…法に定められた状況を達成するために企業家にしばしば書面を通じて連絡を取り、また所轄の警察当局にその写しを送って事後的査察を要請し、問題処理後に返還させている。その種の処理済みの文書が多数存在している。重要度が

3) デュッセルドルフ行政管区の営業監督官ヴォルフ博士（1876-1888年）とテオバルト博士（1889-1905年）は、それぞれマールブルク大学で薬学を、そしてベルリン大学で鉱山・鉱物学を修めていた（Karl, 1993, pp.98-101, pp.102-119）。

落ちる場合、発見された弊害の除去を企業家に口頭で依頼し、行ったことを書面で報告するよう要請している。その種の報告も文書の中に多数見いだせる」(RD, 25013, pp.8-9)。そのなかで、労働者・住民保護の実を挙げるための努力を逆なでするような決定が、1893年12月に連邦参議院で行われた。「年次報告書がますます大部となってきたので連邦参議院は即座に、連邦参議院と帝国議会に提出さるべき営業監督官の年次報告書にある当該項目（第4章の近隣住民保護）の記述を、今後載せる必要はないと決定した」(Uekötter, 2003, p.133)。ウェケッターは、その表現を文字通りに解釈して紙数増加に原因を求め、営業監督官による近隣住民保護の不熱心さの証と理解している⁴⁾。筆者は、1890年版『年次報告書』(RD, 24648, p.124)から2つの事例、すなわち迅速な認可取得のための便法として倉庫と称した申請、あるいは廃水問題につき化学連盟の技術顧問であるベルリン工科大学のユリシュ講師の論敵ケニヒの調査報告に関する高い評価を引き合いに出して、寡占的大企業を形成しつつ経済・政治的影響力を著しく増してきた化学工業界の圧力を想定できるのか、と問題提起をしておいた(田北, 2015, pp.93-94)。この立場からすれば、営業監督官は化学連盟にとって「目の上のコブ」となり、古典学説とは正反対の役割を割り振られることになる。

以上のような営業監督官と関わる一組の課題を、1877年創立の「ドイツ化学工業利益擁護連盟」(以下、化学連盟と略す)の刊行する機関誌『化学工業』掲載の議事録、報告書、論文などを素材として検討していく。角度を変えれば、化学連盟は営業監督官を「企業寄りの専門家」とみていたのか、それとも「煙たい存在」と理解していたのかを考察する。まず、伝来史料を概観しておこう。

I. 伝来史料の概観

これまで19世紀半ば～20世紀初頭都市バルメン・エルバーフェルトに立地する化学企業を対象に据えて、認可闘争に関与する諸主体間の関係の変化を認可審査体制の変化と関連づけながら追跡してきた。その際、主要な史料基盤は、認可闘争関係の裁判史料と営業監督官の『年次報告書』だった(田北, 2014, 2014a)。今回は、個々の化学企業ではなく、化学連盟の機関誌『化学工業』に掲載されている3種類の史料を利用する⁵⁾。

(1) 化学連盟の嘆願活動に関わる史料：2種類の素材

1877年創設の化学連盟は、当初から関税・租税立法、鉄道料金体系、保険制度と並んで「化学工業経営をめぐる行政的・法的制限」(CI, 1878, p.1)の撤廃を、その4大活動目標に掲げていただけに、早くから認可審査の迅速化を求めて帝国宰相、商務相、連邦参議院宛に嘆願を行ってきた。それらの嘆願書やその準備作業を記した議事録のなかで営業監督官(制度)が取り上げられている(表1を参照)。

4) この主張には無理がある。何より、第4章の紙数はせいぜい数頁であり、削除しても年次報告書の紙数削減にはほとんど寄与できない(田北, 2015, p.93)。

5) 1887年までは月刊誌、1888年からは2週間毎の刊行となっている(CI, 11)。

表 1 1881-1912年化学連盟の嘆願活動とその準備作業

番号	年 月	史料の種類と典拠	主 要 な 内 容
01	1881, 10	総会議事録 (CI, 4, pp.329-333)	認可審査の大幅な遅れ：「営業条例」の改訂は困難と判断、「執行規則」の改正を目指した嘆願内容に関する提案と協議
02	1883	役員会速記録 (CI, 16, pp.125-128)	「営業施設の認可審査問題」：帝国宰相宛の「認可審査における弊害除去」のための嘆願→熱気あふれる討論
03	1884	解説記事 (CI, 7, pp.272-276)	嘆願の成果：84年7月19日『執行規則』第28条に「認可発給の審査は、至急事項として扱われねばならない」と規定
04	1884	総会議事録 (CI, 7, pp.309-329)	新規の帝国宰相宛の嘆願：「帝国技術当局の設置」願い→シェンケル博士の報告と討論・採決
05	1885	役員会議事録 (CI, 8, pp.129-132)	帝国技術当局の欠如から発生する弊害：多数の発言から再確認→技術当局に関する細かな提案は控え、現存する問題点に限定
06	1886	総会議事録 (CI, 9, pp.35-36)	ケルンのグリュネベルク博士の報告：アンケートの回収率「幾分控えめにみえる」
07	1886, 10	総会議事録 (CI, 9, pp.320-322)	グリュネベルク博士の報告：国際競争に直面する化学工業界の厳しい状況：「収益計算の基礎のわずかな変化にも敏感」
08	1889	総会議事録 (CI, 12, p.349)	帝国技術当局の設置に関する嘆願：受け入れられず「まだ、解決が待望されている」
09	1890	総会議事録 (CI, 13, pp.428-430)	「弊害除去委員会」の委員長ケップの報告：「執行規則」の改訂に向けた嘆願へ→現在可能な道は、個人的な問い合わせ
10	1891, 1	役員会議事録 (CI, 14, p.63)	「弊害除去委員会」の委員長ガンスの報告：営業査察官制度の改革が目前に迫っており、嘆願は聞き届けられない→アンケート調査の実施
11	1891, 9	総会議事録 (CI, 14, pp.390-393)	「弊害除去委員会」のアンケート結果の報告：「執行規則」の改訂ないし厳格な適用に関する6項目の嘆願、詳細な理由説明
12	1893	役員会議事録 (CI, 16, pp.1-4)	92年11月30日付けの帝国宰相宛の嘆願書送付に至る経過説明
13	1893, 10	総会議事録 (CI, 16, p.400)	92年11月30日付けの帝国宰相宛の嘆願書送付後の経過説明：1893年7月9日づけで回答→満足のいくものでない
14	1895, 1	帝国宰相宛嘆願 (Vossen, 1909, p.324)	認可審査に参加した専門家に対する機密保持義務など問題点を列記した弊害除去の要求：法の改定なしに解決できないとの回答
15	1895, 11	総会議事録 (CI, 18, pp.424-427)	連盟会長ベティンガー報告：商務省官僚・上級政府顧問官フォン・ハーゲンの列席と活発な質疑応答
16	1896, 11	総会議事録 (CI, 19, pp.473-478)	これまでの『執行規則』の改訂から『営業条例』・『行政法』の改正へ戦略を転換：商務相と帝国宰相とへの嘆願書送付へ
17	1899, 3	経過報告 (CI, 22, pp.119-120)	「営業立法：産業施設の認可問題に寄せて」と題する帝国議会での審議経過に関する報告→嘆願の最初の成果
18	1899, 5	帝国議会宛嘆願 (Vossen, 1909, p.325)	嘆願の限定的成果：建設の早期着工が、認可当局の自由裁量に委ねられている→安全性の保証を着工の条件
19	1899, 11	総会議事録 (CI, 22, p.478)	『営業条例』の改定作業をめぐる経過報告と連盟の意見：限定的な成果
20	1900, 6	帝国営業条例 (GS, pp.871-979)	帝国議会での法案通過：改訂版の『帝国営業条例』第19条a、21条aへの追記→嘆願活動の一部成果
21	1904, 2	役員会議事録 (CI, 27, pp.66-67)	フォルスターによる講演「当局による『営業条例』第25条の新規の扱いについて」：「大きな」「小さな」変更をめぐる議論へ
22	1904, 3	商務相宛嘆願 (Vossen, 1909, pp.326)	フォルスター提案に基づくアンケート結果の集約と嘆願：「大きな変更」について
23	1904, 9	総会の討論 (Vossen, 1909, p.326)	アンケート結果を踏まえて「大きな・小さな変更」をめぐる問題に関する報告：営業監督官の法文への固執
24	1907	Vossen の1907年論文	化学連盟の法律顧問、「認可済みの経営施設の『大きな』変更なる概念」：上級行政裁判所の「大きな」変更に関する判決
25	1908	Vossen の1908年論文	「認可済みの『危険な』施設に関する特別な限定」：フォッセンの資格として「デュッセルドルフ上級ラント裁判所付きの弁護士」
26	1909	Vossen の1909年論文	「営業施設の認可に関する法とその改革の不可避さ」と題する論文：20年間の嘆願活動、『営業条例』の改革提案、既認可施設の扱いの3項目
27	1909a	Vossen の1909年論文	「営業施設の認可審査に関する改革提案」と題する講演論文と討論・連盟決定：内容的には Vossen, 1909 と大きく重なる
28	1911	Vossen の1911年論文	「営業認可と抗告審査」：上級行政裁判所の判決と矛盾するような地区委員会・商務相の認可決定→その判決を考慮した審査
29	1912	Vossen の1912年論文	「1911年の化学工場に関する認可発給」：これ以降、毎年同タイトルレビュー論文を掲載

〔典拠〕筆者が作成。

1) 役員会・連盟総会議事録、アンケート調査報告

まず、認可審査の抱える問題点を把握するために連盟会員を対象に実施されたアンケート調査の報告がある。1885年化学連盟ライン支部のグリューネベルク博士を責任者とした調査、1891年「(認可審査における) 弊害除去委員会」委員長ガンスの担当した調査、1904年企業家フォルスターの提案に基づき実施された調査が、その代表例である(表1の6, 7, 10, 11, 22)。次いで、このアンケート調査を含めて、化学連盟の活動方針の協議機関である役員会の議事録がある。この役員会は、通常春に開催されるが、なかでも1883年、1891年の速記録と議事録は、嘆願内容をめぐる熱気あふれる議論を載せており、化学連盟の真剣な取り組みを読みとれる(表1の2, 10)。さらに、通常秋に開催される連盟総会は、各種委員会の報告や役員会の提案と討論の場となっており、それをとりまとめた総会議事録には興味深い情報が満載されている。1895年11月の連盟総会には、商務省官僚である上級法律顧問官フォン・ハーゲンが列席しており、連盟会長ベディンガーの講演に引き続き認可審査をめぐる問題点について会員との間に活発な質疑応答を行っており、翌1896年連盟総会における嘆願活動の経過報告と新草案を載せた議事録と併せて、この時期の嘆願方針を見る上で第一級の史料となっている(表1の15, 16)。

2) フォッセン論文

化学連盟の法律顧問でデュッセルドルフ在住の弁護士L. フォッセンが『化学工業』誌に発表した20世紀初頭の一連の論考が、重要な素材となる⁶⁾。フォッセンが、いつから法律顧問に就任したのか不明だが、「既認可作業場の『大きな変更』という概念」と題する1907年論考が同誌掲載の最初の業績であることから、この頃かと思われる(Vossen, 1907)。1895年11月に化学連盟が、その嘆願方針を『営業条例』の改訂に変更し、そして1900年『営業条例』に一部取り入れられたことから、それを一段と推し進めるために雇用されたのかもしれない。従って、いずれの論文も認可制度の問題を扱っているが、なかでも重要なのが「営業認可に関わる法と、その不可欠な改革」と題する1909年の論文である。営業認可制度を、19世紀中葉の「ポリツァイ国家」の名残と呼んで「20世紀の近代的な産業・法治国家」には相応しくないと断罪しており、本来の「住民保護」の精神はどこ吹く風、世界市場で勝利したドイツ化学工業の荒い鼻息と「自由」対「規制」の構図に則った攻撃姿勢とが、鮮明に表現されている(Vossen, 1909, p.323)。それに続いて、1890年代以降の化学連盟による嘆願活動の足跡の回顧、『営業条例』の条文の修正提案、既認可施設の法的扱いに関する改革提案を載せており、20世紀初頭の化学連盟による改革提案と過去20年間の活動の足跡を知る上で絶好の素材となっている。もっとも、別の機会にも触れたように、化学連盟の利害代弁者として、その利用に際して史料批判が必要なことは言うまでもない(田北, 2010a, p.75)。

それと並んでフォッセンは、1912年から他の産業部門(ドイツ製鉄業連盟「高炉委員会」)の活動も視野に入れて、認可審査の現状に関するレビュー論文を毎年発表している。そこでは、帝国裁判所・上級行政裁判所・ラント裁判所が認可問題をめぐる係争に際して下した判決(判例)を交えた論述と

6) 認可制度に関する1912年のレビュー論文には「アーヘンの弁護士」とあり、事務所を移したようだ(CI, 35, p.361)。

なっており、法律顧問としての面目躍如である。認可問題が化学連盟にとって有利に進展しているのか否かに関する評価を含めて、実に興味深い内容となっている（Vossen, 1912, 1913, 1914）。

（2）『年次報告書』を扱った論文

第2の史料は、営業監督官の作成した『年次報告書』を取り上げた論文であり、それ自体2つに大別できる（表2を参照）。

一方は、『年次報告書』から関心ある項目を抜粋し、内容紹介を兼ねつつ若干のコメントを寄せた論文である。営業監督官の設置が義務化される1878年に先行して、『化学工業』の創刊号に1876年版プロイセン『年次報告書』が紹介されており、当初から注意をひいていたことが分かる。翌年刊行の第2号でも、新刊紹介の形をとって77、78両年の『年次報告書』が取り上げられている。その後、第3号（1880年）から第8号（1885年）までの6年間には言及がなく、空白となっている。その後、1885年版『年次報告書』を取り上げた第9号（1886年）から18号（1895年）までの10年間は、間断なく紹介されているが、その間、いくつかの大きな変化があった。

まず、1878年の創刊号から1895年の第19号まで掲載論文の表題には3種類あったが、1889年以降ようやく統一された。第1は、「プロイセン工場査察官の年次報告書」（CI, 1, pp.9-11）である。この表題は、プロイセンという国名をはずして第2号にも踏襲されている。第2は、「工場監督を委託された役人の年次報告書からの公告」（CI, 9, pp.337-340）であり、1886年版『年次報告書』を取り上げた1888年の第11号（CI, 11, pp.20-22, 43-44, 70-72）も同じ形式をとっている。第3は、「1886年ザクセン王国の工場査察官の年次報告書から」（CI, 10, pp.458-459）の形式であり、1890年代の論文に継承されたのが、これである。化学連盟は、『年次報告書』の作成者である「営業監督官」ではなく、1878年の義務化以前の「工場査察官（役人）」の表現を一貫して使っているが、先行する英国の例にならったのかどうかは不明である（表2を参照）。

次に、紹介論文の一部（3点）に地域名は挙げられていないものの、原則的にラント（王国）毎にまとめられている。そのうち、最多の論文が掲載されたのが、1889年版『年次報告書』を扱った1890年の第13号である。プロイセン、バーデン、ヴェルテンベルク、ザクセン、ヘッセンの5ラント（王国）に関する論文が掲載されており、それ以外にもオーストリアと英国の例も紹介されている（CI, 13）。しかし、この1890年の第13号を頂点にして、対象地域は大きく限定されてくる。1891年の第14号以降、理由は不明ながら、プロイセンは二度と取り上げられなかった。同号ではバーデン、バイエルン、ザクセンが取り上げられているが、地域別ではなく全体を一括して項目毎に論じている。これは、他に例を見ないやり方である。翌1891年の15号からは、3-4地域を取り上げた論文でも地域別に紹介する形式に変わっている。

最後に、以上のような1889年以降の標題の統一と、1890年の地域網羅的な論文掲載との時期的符合は、偶然とは片付けられないようだ。化学連盟による嘆願活動の段階的変化の節目と重なっているからだ。この点は、後に詳しくみるが、この場では1891営業監督制度の根本的編成替えを控え、営業監督官の活動の正確な理解が急務と考えられていた時期（第3期）に紹介論文が集中していること、そして

表2 1876-1900年化学連盟の『年次報告書』への関心

報告書の年次と典拠	対象地域	主 要 な 項 目
1876 (CI, 1, pp.9-11)	P	連盟の評価：官僚制的伝統と訣別し情報開示したことを歓迎→74, 75年版と比べた紙数増加と事項索引
1877/78 (CI, 2, p.264)	地域は挙げられず	連盟の評価：質量とも改善、特に社会政策的立法のための素材提供と歓迎→査察を受ける工場主は一読の要
1885 (CI, 9, pp.337-340)	地域は挙げられず	『年次報告書』の章別編成に完璧に即してはいないが、第4章「近隣住民保護」にも配慮→著者の意見表明
1886 (CI, 10, pp.458-459)	S	初めてプロイセン以外の記述：児童労働の禁止によるマッチ工場の営業停止の例
1886 (CI, 11, pp.20-22, 43-44, 70-72)	地域は挙げられず	地域は挙げられていないが、前述のザクセンを除くか：婦人を含む労働者保護と認可条件に強い関心
1888 (CI, 12, pp.486-489)	P	『年次報告書』の章別編成を忠実に辿るわけではないが、項目を意識した論述：近隣住民の保護と認可条件に大きな関心
1889 (CI, 13, pp.254-257, 468-470)	P	火災防止に関する記述が全体の7割近い：労働者保護の改善を結論するが、事故の原因の大半は労働者に転嫁
1889 (CI, 13, 134-135)	B	火災・事故対策に終始：工場建物の構造と火災・爆発の危険性、防火・消火施設と避難路
1889 (CI, 13, pp.201-202)	W	労働争議が初出：それ以外では事故と原因・対策が中心→化学工業の速やかな技術変革と労働者の不注意を強調
1889 (CI, 13, pp.218-221)	S	「近隣住民の保護」が紙数の半分と多い：ただし、内容は事故防止策など
1889 (CI, 13, pp.494-496)	H	『年次報告書』の章別編成におおよそ沿った叙述：「近隣住民の保護」が厚い
1889 (CI, 13, pp.254-257, 468-470)	O	主要な項目：査察を受けた化学工業施設200（動力源なし85）、労働者数8,444（性別、年齢別）、査察官が聞いた事故件数105、被害の詳細
* 1889 (CI, 13, pp.1-5)	地域は挙げられず	化学工場における多様な賃金支払い方法：『年次報告書（1889年版）』の内容に立脚した「まとめ」
* 1889 (CI, 13, pp.23-25)	地域は挙げられず	化学工業における児童・若年労働者の雇用：他の産業部門との比較、地域差と部門差、プロイセンの例、趨勢
* 1889 (CI, 13, pp.489-491)	地域は挙げられず	化学工業における事故・罹患回避のための指示：『年次報告書』に依拠
* 1889 (CI, 13, pp.383-384)	イギリス	『英国の上級工場査察官の年次報告書から』：ドイツ版と同じタイトル→スコットランドは独自の項目
1890 (CI, 14, pp.253-255, 300-301)	B, By, S	後の報告書と比べて地域別でなくテーマ別に論述：時代状況を反映してか、廃水問題が大きな比重
1891 (CI, 15, pp.222-225)	S, B, By, W	これ以降は各ラント（王国）毎の論述：景況、労働者保護、事故
1892 (CI, 16, pp.194-197)	B, S, W, By	景況、労働者の年齢・性別編成、事故、企業内福祉
1893 (CI, 17, pp.269-273)	B, By, S, W	景況、労働者の年齢・性別編成、事故、企業内福祉
1894 (CI, 18, pp.437-443)	B, By, H, S, W	営業監督官と企業家・労働者の意見交換（労資関係）、事故・健康被害、企業内福祉
* 1897 (CI, 21, pp.503-507)	P	公衆衛生的理由から化学工業について時短提案：日刊紙が関心、その提案が「既成事実」に基づくとの印象を与えるので、反論の必要性
* 1897 (CI, 22, pp.335-336)	イギリス	ユリシュによる1900年「英国上級工場査察官の第35/36巻『年次報告書』」と題する小論の冒頭に、先行するレビューとして紹介
* 1898, 99 (CI, 23, pp.464-468, 481-483)	イギリス	英国の上級工場査察官カーペンター氏の『年次報告書』35巻（1898）、36巻（1899）に関する内容紹介：生産部門別

(注1) *はドイツ帝国以外の『年次報告書』の紹介論文か、『年次報告書』を資料の一つとして利用した論文。

(注2) 略号、P→プロイセン、B→バーデン、By→バイエルン、H→ヘッセン、S→ザクセン、W→ヴュルテンベルク、O→オーストリア。

[典拠] 筆者が作成。

嘆願方針が、法改定に転換する1895年を境に紹介論文は姿を消すこと、の2点を指摘しておきたい。

もう一方は、『年次報告書』の紹介ではなく、それを資料として利用しながら化学工業をめぐる社会的・経済的問題を考察した論文である。この点での資料調査は完璧ではないが、1890年の第13号に3本、1897年の第21号に1本の計4論文を確認している。

この4本も『年次報告書』への依存度を基準にして、2つに大別できる。一つのグループは、『年次報告書』に依拠したと明記された論考であり、3本がそれに属する。「化学と他の工場における多様な賃金支払い方法について」(CI, 13, pp.1-5)、「化学工業における事故・罹病回避のための指令について」(CI, 13, pp.489-491)と題する2論文は、それぞれ標題の直下に「工場査察官の年次報告書(1889年版)における公告から啓発を受けた」(op. cit., p.1)、あるいは「工場査察を委託された役人の年次報告書に載せられた公告に従った」(op. cit., p.489)と明記されている。もっと直接的なのが、「プロイセン営業監督官の年次報告書掲載の、化学工業における公衆衛生的な最長労働時間（＝時短）の導入の提案に関する考察」(CI, 21, pp.503)と長い標題を冠した論考である。これは、1895年バーデン『年次報告書』(CI, 18, pp.437-439)でも化学工業の労働条件が他部門よりはるかに劣悪であると指摘されたのを受けて、化学連盟側が反論したものだが、上記のような紹介論文では飽きたらず、独立の論文にまとめている。

もう一つは、『年次報告書』に依拠するとは明記されていないが、主要な資料の一つとして利用した論考である。「化学工業における児童・若年労働者の雇用」(CI, 13, pp.23-25)と題する論文が、以下の引用から明らかなように、それに属する。「これ（マッチ工場とウルトラマリ工場における児童労働者の雇用）は、ダルムシュタットとディープルクの工場査察地区に存在している」(op. cit., p.23)、「工場査察官の報告書に従えば、工場所有者の間で児童を雇用する傾向は後退している」(op. cit., p.24)、「（児童労働の存続か禁止かをめぐって）工場査察官の間にも意見の対立がある」(op. cit., p.24)。

最後に、『年次報告書』の史料価値について一言しておきたい。1885年化学工業における労災組合の形成と並行して独自の統計資料収集システムが整備されてくると、価値を下げてきたようだ。1886、1889年ザクセン『年次報告書』を扱った論考の冒頭に挙げられていた労働者数については、労災組合作成の資料に代替された。この点は、「(1887-1897) 10年間の化学工業の拡大」と題する1899年論文からも鮮明に読みとれる (CI, 22, pp.545-553)。但し、労災組合の資料は経営規模を正規雇用労働者数を基準にして、大規模（50人以上）、中規模（10-49人）、小規模（0-9人）と分類しているため、1890年代に急進した寡占的大企業経営の形成・発展が覆い隠される結果となっている (op. cit., p.547)。この点は、景況や企業内福祉の論述に当たり『年次報告書』が「大規模化学工業」と明記しているのと比較するとき、ただちに明らかになる。この文脈で、もう一つ触れておきたいことがある。フォッセンは、『年次報告書』を官僚の書いた無味乾燥な没主観的な刊行物と考えているが、それは誤りである。認可制度に関する1912年レビュー論文を見ておこう (Vossen, 1912)。1911年の理論的・実践的展開を「一般的に好ましい状況」(op. cit., p.361)と総括し、その理由の一つを営業監督官による認可審査に関する公的な議論への参加を挙げている。営業監督官ラシュ博士による『ハンブルクにおける営業施設の近隣住民に対する保護』と題する文献出版を、「彼らの活動のうち最も秘密に隠されてきた筋

道を万人にあかす」(op. cit., p.362)と歓迎し、プロイセン当局が音頭取りで「通常の『年次報告書』の内容を超える、類似の詳細な文献の刊行を促すよう」(op. cit., p.363)提言している。役人の守秘義務もあって営業監督官は本音を記していないと考えているからだ。それに対する反証を2点だけ挙げておこう。

営業監督官テオバルト博士は、1891年『年次報告書』に次の意見を載せている。「大急ぎで簡潔に作成された書類(審査)によって施設が拡大されてきたし、その際多くの部門につき設定される建設条件たるや、錠前師のそれ以下である。そのような施設に起因する騒音に対して人間の神経は、一段と鋭敏に反応することだろう。たとえば、1分間にわずかの回数しか往復しない鍛造ハンマーの発する音の強さに対してがそうである。例えば、その種のハンマーの発する耐えられないほどの騒音を問題にした訴訟において、ほぼ同じ距離を隔てた場所を通過する列車と同じくらいの音を越えないと証明されたにもかかわらず、そう感じられたのである。新たな認可申請の書類(審査)の際に、その点に注意が払われるべきである」(RD, 24648, pp.139-140)。拙速とも言うべき経営拡張の認可審査と緩やかな条件設定の現状に触れつつ、人間の感受性にまで踏み込んだ意見を表明している。もう一つは、化学連盟が独自の論文を掲載してまで、その内容に反論している事実である。先に触れたように、1897年プロイセン『年次報告書』のなかで公衆衛生的理由から提案された、労働時間短縮を正面から批判の俎上に載せた(CI, 21, pp.503-507)。営業監督官は、営業査察官・助手ともども立ち入り検査した工場の実情を踏まえて忌憚のない意見を述べていたのである⁷⁾。

II. 化学連盟の嘆願活動：『営業条例』の改訂に向けて

化学連盟の営業監督官に対する評価は、認可制度の改革をめぐる方針と密接に関連している。すなわち、法律(『営業条例』)には手を触れずに、認可審査の迅速化をはかるために、1861年発布の『執行規則』の弾力的な運用を求めるのか、それとも認可制度の抜本的改革に不可避な『営業条例』の改訂を求めるのか、によって大きく変わってくる。前者の場合、既述のように1880年代以降に認可審査に深く関与する営業監督官が、一つの焦点をなしている。以下、1880年初頭から20世紀初頭に至る化学連盟の嘆願活動を5段階に分けて考察するが、その基本的流れは、いわば前者から後者への転換と表現できる(表1を参照)。そのような「守勢」から「攻勢」への方針転換の基礎には、国際競争におけるドイツの優位性確立が大きく働いていた。以下では、国際競争力に関する自意識の変化を直接表現した文章も紹介しながら、化学連盟の嘆願活動の足跡と、営業監督官に対する評価との変化をみていこう。

7)『化学工業』の創刊号に掲載された、1876年プロイセン『年次報告書』の紹介論文も、「政府は、この領域における官僚制的伝統と訣別して、役人の報告を通じて入手したデータを広範な社会層に入手可能にした」(CI, 1, p.9)と歓迎する意見を表明していた。

（1）第1期（1881/1884年）：認可審査の迅速化要求

1877年創設の化学連盟は、最初期から認可制度の改革に向けて取り組んでいた。1881年連盟総会において会長ヴェンツェルが行った演説文から看取できるように、厳しい国際競争に直面しているドイツ化学工業にとって、最大の障害の一つと理解されていたからである。「新規の発明の場合、その成功は工場主による（新製品の）可及的速やかな市場供給に依存しているので、ドイツ産業にとって最適な経済局面は失われてしまう。なぜなら、ドイツ流の認可手続きに無縁なイギリス人が、競争相手として常に大きく先行することになってしまうからである」（CI, 4, p.330）。

1881年連盟総会では、早くも認可制度の改革につながるような3つの提案がなされた。まず、膨大な数に上る化学製品にあって品目変更のたびに認可申請を行う煩雑さを回避するための提案である（op. cit., p.330）。生産方法や原材料が同じ製品群をグループ分けすることで、少なくともグループ内での変更には新規の申請を不要にしようというのである。バイエルンにおける3グループ分けの案が紹介されているが、後には新規の認可義務が発生する『大きな変更』をめぐる提案に引き継がれていく（op. cit., p.331）。次に、地区委員会（国王政府）が設定する認可条件に関する早期的な情報提供の要求である。商務省を舞台とした抗告審に向けて、専門家の反論準備まで十分な時間を確保するためである。最後に、認可審査の大幅な遅れを回避する最善の手段として「個々の認可審査段階毎の期限設定」（op. cit., p.331）である^{8）}。このうち第3の提案を除いて「原則的に了承できる」（op. cit., p.331）と判断され、16名の委員を選任して次年度の連盟総会での原案提示を決めた。その際、審査担当者が、化学的な専門知識の不足から「あらゆる責任から身を守るため、個々の特別な状況を考慮せずに法文の固執に走りがち」（op. cit., p.330）と批判を投げかけたが、営業監督官に関する特別な言及はない。

1882年の連盟総会に向けて嘆願文案が準備されたが、役員会の了解を得られず、委員会に差し戻された。再度提案された文案は、1883年役員会の検討にふされている。その経過説明を含め、役員会速記録は熱気あふれる議論の模様を伝えている（CI, 6, p.125）。16人の「技術委員会」委員長のマルティウス博士が、まず基本方針を「認可手続きに関する現行の執行規則の改善に限定することが望ましい」（op. cit., p.125）と述べることから始まった。『執行規則』の柔軟で統一的な運用に絞るというのである。次いで、それに則り、改革要求を3項目に整理して提案した。

第1に、認可審査の迅速化である。補足説明では、1861年『執行規則』で初めて定められた、公示免除手続きの積極的採用を要求した。「数年前商務相は、その条項を最大限厳格に解釈し、決して自由主義的な仕方では解釈しないように指示しており」（op. cit., p.125）、大きな制限をかけられていたからである。従って、81年役員会の原案には挙げられていた、審査期限の設定は正面から議論されることはなかった。その理由をヴェディング博士は、次のように説明した。「当然ながら、化学工業の繁栄と衝突する恐れのある大衆の利害（健康）が、大きなウェートを占めるに違いないからである…化学工業から苦しめられることになる大衆の側に、確実に不信感を抱かせてしまう。化学工業は、ある程度の量の廃棄物を大気や流水中に排出するが、それは明らかに有害であり、解決策はないのであるから、

8）1890年連盟総会場で、シャド博士から審査期限設定を要求するよう発言があったが、会長のヴェンツェルは「政府の理由説明（慎重な審査）を受けて撤回した」（CI, 13, p.429）と説明している。

ある程度受け入れてもらわなければならない」(op.cit.,p.125)。すなわち、「住民保護」と「産業利害」の両立をはかる認可制度の基本精神に配慮しつつ、住民の不信感をいたずらにあおるような事態は、回避すべきと強調している。この妥協的な姿勢こそが、第1期の嘆願における一大特質をなしている。

第2は、役員会で最も活発な議論を呼んだ、「認可申請の一般的記述」である。少し分かりにくい表現だが、申請時に提出する経営説明書に記載すべき製法・製品解説の簡略化の要求である。81年役員会に登場した製品のグループ分けをめぐる議論の延長線上にある。後には、製法に関する秘密保持が前景にでてくるが、上述のような妥協的姿勢を指し示すような発言もみられるので、簡単に紹介しておこう。シュテファンセンは、大ざっぱな解説のもつ危険性を住民被害の発生と、当局による厳格な対処の可能性と関連づけて、次のように述べた。「化学的生産に関連して、しばしば有害だが一般的記述によっては、通常隠されてしまうような付随現象（生産残滓など）に対して住民に保護が与えられねばならない…もし、認可申請のなかで説明された以外の特性により公益が被害を受けた場合、当局は、ただちに（生産を）禁止する権限を行使するに違いない」(op. cit., p.126)。結局、「一般的記述」という曖昧な表現が、誤った解釈に導く危険性を考慮して、議長役のフォン・メラ博士の修正案を採用することで決着がついた。「固有の私的利害にまで深く立ち入るような要求は回避すること…営業条例が義務づけているように大衆の利害を考慮し、必要な（認可）条件を設定するのに十分な資料に限定される」(op. cit., p.126)。製法の秘密保持と公益擁護を両立させる内容となっていた。

第3に、認可審査において「できるだけ営業監督官を招請すること」(op. cit., p.125)である。この要求は、1884年改訂版『執行規則』により営業監督官が認可審査において大きな役割を振り当てられただけに、それに配慮した内容とも理解できる。ただ、この問題に関して多くの発言はなかった。唯一の例外をなすのが、ヴェディング博士である。この提案は、一般的には「望ましい」ないし「大いに有益」(op. cit., p.126)と評価した。その理由は、化学の専門家ではないとしても他の技術分野に関する知識をもち、豊かな経験を積んでいるからである。「技術的観点からすれば豊かな知識を前提としており、もし化学の分野で特別な経験を積んでいなかったとしても、他の技術分野では多くの経験を積んでいるので、特別な問題（認可審査）に参加してもらう上で困難はない」(op. cit., p.125)。しかし、同時に不安も表明している。元来、営業監督官は認可条件の適切な遂行の監視者であり、万一、自分の設定した条件が不十分であることが明らかになった場合、困った事態が発生する恐れがある。すなわち、誤りに気づいて恥じ入る（自信喪失に陥る）か、さもなければ認可条件に固執して「彼らの保護を意図した近隣住民と労働者の利益を顧みない結果になる」(op.cit.,p.126)からである。営業監督官は、古典学説の主張とは違って、少なくとも1880年代前半には「企業家のための専門家」とは見なされていなかったのである。

この帝国宰相宛の嘆願は、1884年7月公布の改訂版『執行規則』(Mbl, 45, p.164)に一部取り入れられた。化学連盟は、認可審査が「至急事項」に指定されただけと低い評価を下しているが、営業監督官の認可審査における役割拡大も実現したことを忘れてはならない (CI, 7, pp.272-276)⁹⁾。

9) ヘルベルツ会社の場合、1884年国王政府宛てに迅速な審査を要求する書簡を送って目的を達しており、幾分誇張を含んでいると言わざるを得ない (田北, 2011c, p.57)。

（2）第2期（1884/89年）：帝国技術当局の設置に向けて

冒頭に触れたように、1880年代後半以降ドイツ化学工業において「生産の科学化」を梃子に寡占の大企業の形成が急進展するが、化学連盟は、まだ経済的・政治的影響力を誇示できる状況にはなかった。1886年連盟総会場でグリュネベルク博士は、アンケート用紙の回収率が思いのほか低かった理由を、次のように述べている。「個々の企業にとって、（認可審査の）現状を支持できないとする主旨の文書を証拠として提供することは、迷惑だと見なされたのだろう。なぜなら、それら証拠書類を公然と利用されて、自らの不愉快の種をまくか、あるいは個人的に親しい役人を傷つけたりする危険があるからである」（CI, 9, p.36）。大半の企業家にとって、認可審査を担当する役人たちの顔色を窺わざるをえない状況にあったのである。

ところで、1884年『執行規則』での「至急事項」への指定は、化学連盟を満足させることはなかった。そこで、認可審査の迅速化と帝国全土での審査基準の統一とを図るべく、最高の科学技術的鑑定機関として「帝国技術当局」の設置を要求すると、その基本方針を切り替えた。この方針転換もあってか、営業監督官に関する言及はない。以下では、この方針が初めて提示された1884年連盟総会と、本格的な作業計画を打ち出した翌85年の役員会とから始めよう。

84年連盟総会では「帝国宰相宛の嘆願：産業・技術当局の設置願い」と題する報告が行われた後、会員の議論にふされた（CI, 7, pp.328-329）。報告者のシェンケル博士は、商務省を舞台とした抗告審にあって最終鑑定に当たる「プロイセン王立産業技術委員会」の抱える問題点を指摘しつつ、そのような機関創設の必要をつよく訴えた。「比較的少数の、しばしば（役職を）交替するメンバーから構成されているため、ごく一部のメンバーだけが、実践・技術に関する経験を積める状況にあり、多様な原料に精通し（適切に）扱う能力に欠けている」（op. cit., p.328）。頻繁なメンバーの交替のためもあって、技術革新の周期の短い化学工業の認可審査を行う上で不可欠な、実践的知識を身につける暇がないというのだ。そこで常勤の役人から構成され、帝国保健局に属する「帝国技術当局」を設置し、「必要な場合には、専門的な産業人が補佐する」（op. cit., p.328）ことを提案した。この提案は、全会一致で承認された。

1885年役員会では、独自の帝国技術当局設置のもう一つの貢献にも触れつつ、嘆願方針を再確認した。「帝国全土に対する産業施設の認可手続きにおいて、技術的問題に関する決定の調和を達成するためにも、その種の帝国当局の設置が緊要である」（CI, 8, p.131）。各ラント（王国）毎にまちまちな科学技術的な鑑定を統一できるのである。それに続いて「嘆願書草案の準備・作成」を担当する責任者に、ケルンのグリュネベルク博士を指名した。

グリュネベルク博士は、「既存の（工場）施設（の認可審査）に関係して発生した様々な不都合を把握する上で役立つ資料」（CI, 9, p.36）収集のために実施するアンケート調査への協力依頼書を会員に送付し迅速に対応した。1884年に2度開催された連盟総会場でアンケート結果の報告を行い、会員の意見集約をはかった。この場では、最も詳細な情報を含む1886年秋の総会議事録を一瞥しておこう（CI, 9, pp.320-322）。

まず、嘆願書送付に踏み切るに至った事情が、激しい国際競争に直面する化学工業の厳しい経済状

況と絡めて説明される。「収益性の計算における（営業認可や労働条件などの）わずかな変化にも敏感である」（op. cit., p.320）。そして、認可発給の可否、ないし条件設定を決定的に影響するのは「法文」の解釈ではなく、技術的鑑定にほかならないことを強調した。「大衆の利益擁護を委ねられた行政・立法の責任は、あらゆる問題に対する意思決定が一般的な法原則に従って行われるのとは違って、技術的な専門家だけがその判定を行えるような諸前提に依拠しているために、一段と重くなる」（op. cit., p.320）。続いて、それら専門家に備わるべき不可欠な要件として、産業実践にも精通した科学技術的知識を挙げて、次のように指摘した。「科学技術の最新の進歩に関するだけでなく、産業の実践的要請に関しても正確な知識を備えておくべきである」（op. cit., pp.320-321）。王立産業技術委員会はこの要請に応えられないこと、そしてこの限界を克服するために常勤の役人から構成され、必要な場合には産業の専門家が補佐するような帝国技術当局の設置こそ不可欠なこと、の2点を訴える文案となっていた。

この嘆願は、各地の商業会議所からも広い支持を寄せられたが、1889年連盟総会の席上「（帝国技術当局の設置という）連盟が長年取り組んできた課題は、いまだに解決が待望される状況にある」（CI, 12, p.349）と報告されたように、実を結ぶことはなかった。この状況を打開するために、新たに「認可審査における弊害除去のための委員会」が設置された。

（3）第3期（1890/1895年11月）：6項目の改善要求

この1890年代前半は、寡占的大企業の形成と合成染料を基礎とした世界市場での優位確保によって特徴づけられる¹⁰⁾。化学連盟は、その実績を踏まえつつ、認可制度改革への攻勢を強めてくる。1891年9月の総会議事録と、1893年バーデン営業監督官『年次報告書』に関する紹介論文とに載せられた、その自信に満ちた表現を紹介しておこう。「企業計画の速やかな実践を可能にする（認可審査の）迅速化という目標は、ドイツ化学工業の地位の発展と維持にとって最高度の重要性をもっている」（CI, 14, p.391：傍点は筆者）、「一般的には世界市場における英国化学工業のドイツ化学工業による駆逐の進展が指摘される。それは、ドイツ化学工業の進歩・繁栄の原因ではなく、結果である」（CI, 17, p.270）。英国産業の駆逐と世界市場で占める確たる地位は、所与のものと考えられている。

1890年の連盟総会において「弊害除去委員会」委員長ケップの報告が行われ、これまで通り、『執行規則』の弾力的な運用による認可審査の迅速化という基本方針を確認した。次いで、認可審査の大幅な遅れを招いている原因を、2つに整理して論じた。一つは、工場施設の建設（改築）・営業の一体的な認可審査に起因する遅れである。『営業条例』に従えば、工場施設の建設（改築）は、審査終了後の認可文書発給を待って初めて着手できる（田北, 2013, p.88）。化学連盟は、地区委員会による認可拒否というリスクを企業家が負う限り、「建設許可を拒否するような、公的利害は存在しない」（CI, 13, p.428）と述べて、建設・営業認可の分離審査を要求した。これが1890年代の主要な嘆願項目となる。その際、便法として認可申請の不要な「倉庫」として施設建設を先行させる事例も紹介されているが、

10) バイエル社の労働者数は、1881年に401人、1888年に1,100人、1896年には3,600人に達している（加来, 1986, pp.57, 102）。

1890年デュッセルドルフ管区の『年次報告書』から読み取れるように、営業監督官もこの不法行為を十分承知して取り締まっていた（田北, 2015, p.94）¹¹⁾。

もう一つの遅れの原因は、1883年以降認可審査の窓口となった地区委員会に関わっており、化学連盟は2点につき厳しく批判した¹²⁾。まず、地区委員会メンバーの社会経済的出自に関わる問題である。「それは、たいがい農民と法律家とから構成されていて、工業に共感したり、工業の要求に理解を示さないような当局である」（op. cit., p.428）とあるように、工業利害と相容れない農民と法律家が名指しされている。しかし、双子都市ヴッパータールに立地するディッケ会社とダール染料会社の事例研究から判断する限り、地区委員会には、法律家・農場主と並んで工場経営者が含まれており、地域差を無視した偏った意見である（田北, 2014, p.112：2015, p.104）。次に、認可審査にとって決定的に重要な科学技術に関する素人集団である点である。「認可決定は、提出された鑑定書に基づき行われるが、地区委員会自体その技術的価値を評価できないような相矛盾する鑑定書が多数提出されるのだから、認可決定は単なる偶然に左右されてしまう」（CI, 13, p.428）¹³⁾。この弊害を除去するためには、既述の「帝国技術当局」の設置以外に道はないというのである¹⁴⁾。

このケップ報告に続いて、活発な質疑応答が交わされた。最終的には、エッセン在住の企業家ゴルトシュミットの提案した意見聴取会を含む予備審査の廃止と、リュトガーの提案した認可審査に関する苦情処理のための「常設委員会の設置」と、2つの提案を採択して連盟総会は幕を閉じた。

翌年1月開催の役員会では、「弊害除去委員会」委員長のガンズによる報告が行われた。本来、前年の連盟総会決定を受けて、嘆願書の文案作成に進むはずだったが、認可制度の改革が控えているため、方針転換はやむをえないとの主旨だった。「目前に迫る工場査察官制度の改革を考慮するとき、当面、特定の提案（嘆願）は受けつけられないだろう。そこで、まずメンバーに対するアンケートを通じて、問題に解答するための材料を集めるべきである」（CI, 14, p.63）。それは、1891年『営業監督官の任命と営業査察組織に関する布告』（GS, 1891, p.165）を通じて実施された、営業監督官制度の抜本的改革にはかならない。

なお、5項目にわたるアンケート原案を紹介すれば、以下の通りである。

第1に、審査の遅れと専門家についての問いである。「あなたは、1884年7月19日付けの『執行規則』発布以降に、営業認可取得に際して困難に遭遇したことがありますか」、「遭遇したことがあった場合、それは、次のうちどちらでしたか」、「a）審査の遅れ」、「b）専門的（家の）鑑定欠陥：あった場合、どの役場（審査段階）においてでしたか」。注意事項、「b）問題への解答のさいには、交渉の

11) ガンス報告後最初に発言したシュトルーフは、当局の目こぼしによって建設許可が先行する例を紹介しており、この点でも営業監督官の扱いに差があったことが分かる（CI, 13, p.428）。

12) ケップ報告に引きつづき行われた討論で発言したゲブナーは、地区委員会の低い開催頻度が遅れを助長していると、非難している（CI, 13, p.429）。

13) ルンゲ教授は、1884年に認可申請書の予備審査からはずされた郡医師を含めて、手厳しい評価を下している。「下級機関では適切な専門家が不在だけでなく、その中身がほとんど理解できないような薬剤師や郡医師の鑑定書に従って、化学的な問題に決定が下されている」（CI, 13, p.429）。

14) しかし、素人集団であるからこそ、逆にベルリン工科大学のヴィット教授に代表されるように、「斯界の権威」の鑑定書に基づいた認可条件を唯々諾々として受け入れたともみなせる（田北, 2011, p.75）。

席に専門家が、招請されていたのか、また工場査察官が参加していたのかどうか、について回答して欲しい」(CI, 14, p.63)。

第2に、予備審査(特に意見聴取会)の功罪についての問いである。「あなたは、予備審査手続き(郡長官ないし郡委員会の立ち会いの下で行われる意見聴取会)から良い結果を引き出した経験がありますか。また、あなたは、この予備審査によって発生する遅れが、場合によっては発生する利点によって埋め合わせることができるか、とお考えですか」(op. cit., p.63)。

第3に、経営説明書・図面(認可申請書)の閲覧と異議申し立てについての問いである。「あなたは、認可申請書の大衆による閲覧が、(反対派住民の権利)濫用のきっかけとなった経験がありますか」(op. cit., p.63)。

第4に、建設許可が下りた時期に関する問いである。「あなたの工場敷地内における工場施設の建設許可は、建物の使用許可を申請せずに、あるいは認可発給を受けずに、与えられましたか」(op. cit., p.63)。

第5に、『営業条例』・『執行規則』と関連した認可審査の不満全般に関する問いである。「あなたは、認可審査の改善に関して、その他に要望や提案したいことがありますか。それは、執行規則と法自体(営業条例)のどちらと関係していますか」(op. cit., p.63)。

以上の5項目からは、認可審査の迅速化にとって化学連盟が大きな障害と理解し、『執行規則』の弾力的な運用を要求していく事項が3項目に絞り込まれていること、同時に営業監督官制度の抜本的改革を睨んでか、専門家としての工場査察官の役割に関心をもっていること、の2つの特徴を読みとれる。

その提案に続き、参加者18名の意見交換が行われた。連盟会長のヴェンツェルは、膨大な量の資料収集は、かえって意見集約の困難化につながるとして慎重論を展開したが、票決の結果、原案は提案通り承認された。

1891年9月の連盟総会は、アンケート結果の報告から始まった。「ほとんど全ての苦情は、しばしば、まさに寓話と言えるような遅延と関連しており、ほとんど全ての要望と提案は、その目的達成(認可審査の迅速化)の手段を取り上げている」(CI, 14, pp.390-391)。この審査迅速化のために、「より容易な実現可能な目標として『執行規則』の改善に集中して取り組む」(op. cit., p.390)との基本路線を表明した。それに続いて、連邦参議院宛の嘆願内容が詳細な理由説明をふしつつ、6項目にわけて論じられており、第3期の活動のハイライトをなしている。

第1の要望は、建設・営業認可の分離審査である。「申請された建物に技術的ないし行政的な障害がない場合には、別個に許可される」(op. cit., p.391)。特に、既認可の工場施設と同じ敷地内の施設建設には、その原則を適用するように嘆願している。その理由として、次の3点が挙げられている。まず、営業認可がおきるまで建物自体は、化学工場の一部ではなく、建物の安全性を考慮して建設許可は発給できること。次に、建設の先行が認可発給や条件設定を困難にするとの反対論には、営業認可のおりないような建設はそもそも控えるはずであると反論した。最後に、認可発給と同時に営業を開始するのが、「我々の工業の活力ある発展にとって前提となる」(op. cit., p.392)。これとの関連では、倉庫と偽った建物建設という便法が一部で採用されていることにも言及している (op. cit., p.392)。最

後に、アンケートの第4項目に対する回答は「諾否半々」だったと述べて、既に一部地域では営業・建設認可が事実上分離して実施されていると述べており、営業監督官が決して一枚岩ではなかったことを示している。

第2に、認可申請書（経営説明書）の記載を、製法の守秘性を考慮して大幅に簡略化することである。「おおそ経営全体の規模を示し、同時に予想される迷惑・危険回避のための予防措置を詳細に記述する」（op. cit., p.391）。その理由説明では、後に新規の認可義務が発生する「大きな変更」の概念内容の明瞭化という要求にまでエスカレートする化学連盟の本音が吐露されている。「認可申請者が、どのようなアルカロイド、薬品、あるいは黄色や青色の染料を生産するかどうかは、彼の行う活動の枠組みだけが挙げられていれば、問題ではない」（op. cit., p.392）と製品・製法に関する細かな解説は不要だと主張した。その背後には、「企業家には、今日激烈な競争のなかで緊要である活動の自由」（op. cit., p.392）と並んで、革新のサイクルが短い化学工業における研究成果の応用の緊急性がかいま見えている。

第3に、『営業条例』第25条に明記されている公示免除手続きの積極的採用の要求である。すなわち、経営内容の変更を伴わない、既存の工場施設の拡張のためだけの認可申請と、「営業監督官の鑑定に従えば、近隣住民ないし大衆にとって新たな迷惑、ないしこれまで以上に大きな迷惑（の発生）が想定できないような場合」（op. cit., p.391）とは、原則的に公示免除手続きを採用すべきだという。その理由説明として、「あまりに制限的な実践（審査基準）を採用しているとの一般的苦情である」（op. cit., p.392）とのアンケート結果を紹介しつつ、「政府は、全ての認可申請につき原則的に公示すると報告を受けている。それは、楽なやり方かも知れないが、法（の主旨）には適っていない」（op. cit., p.392）と不満をあらわにした¹⁵⁾。実際は、計画公示後に大半のケースで住民・市当局から異議申し立てがあって、認可審査が大幅に遅れるからだが、第1期の公益との両立という妥協的性格は霧散してしまった。

第4に、専門家の鑑定が必要な場合、営業監督官が「認可申請者の了解を得て営業監督官が提案した専門家」（op. cit., p.391）を招請するよう要求されている。第1期以上に営業監督官が前景に出てくるが、この文脈で化学連盟の挙げた理由説明が認可審査体制の変化と直接関連していて興味深い。まず、1884年『執行規則』第32項の申請書の予備審査担当者の郡医師から営業監督官への交替について歓迎の意を表明している（Mbl, 45, p.165）。「認可発給問題に際して、医療（保健）関係の役人は、招請されてはならない。異なる分野の教育を受けているため、適切な判定から逸脱してしまうからである」（op. cit., p.392）。しかし、1884年『執行規則』の改訂まで、郡医師が郡建築官と二人で予備審査を担当してきたのは、公衆衛生・火災・建築の観点から総合的に慎重な審査をするためだった。この点に鑑みれば、「住民保護」からの一歩後退である。それと対照的に営業監督官には大きな期待が表明されており、あたかも彼らを「企業家寄りの専門家」と見なす所説に有利な材料を提供しているかのようだ。これまで営業審査における法律家出の高級官僚と建築役人が大きな権限を振るってきたこと

15) 1889-1899年ダール会社の例から判断する限り、公示免除手続きの採用を申請した5件のうち4件で認められており、化学連盟の主張は、多分に誇張を含んでいると言わざるをえない（田北, 2014a, pp.20-21）。

を批判しつつ、次のように述べている。「(欠陥ある鑑定の) 原因は、決定を担当する当局において法律家出の営業部長が過大な影響を振るっていること、また下級の建築役人に過大な判定能力が要求されていること、そして営業監督官が認可手続きにおいて本来果たさねばならない役割が小さかったこと、の3点に求められる…このような弊害が、営業査察制度の再編の結果、改善されることを希望する」(op. cit., p.392)。上述の公示免除手続きの採否に関する鑑定も、営業監督官一人で十分と判断していることも、それを裏づけている。Ⅲで見るように、1889年版の『年次報告書』に関する徹底検証に導くことになる。

もちろん、営業監督官を万能の専門家と認めているわけではない。「彼らの有能さを傷つけるつもりはないが、特別な分野における知識と経験が欠けている場合、認可申請者の了解のもとで適切な専門家を提案する」(op. cit., p.393) と、これまでの嘆願内容を繰り返し、同時に、それでも不満が残る場合の最終審として「帝国技術当局」の設置を求めている。

第5に、認可申請書の不備是正の迅速化をはかるために、申請者と予備審査担当者間の直接交信の要求である。通常、書類・図面の予備審査結果は、地区委員会か郡委員会を経由して申請者に通知されるため、修正が必要な場合、いたずらに長い時間を要していたからである。

第6に、1884年『執行規則』第28項の「(認可審査の) 至急事項」指定の実質化の要求である。それぞれの審査段階でのスピードアップと並んで、異議申し立て後に開催される意見聴取会の廃止を考慮していることは間違いない。

しかしながら、この連邦参議院宛の嘆願は、実を結ぶことはなかった(Henneking, 1994, p.118)。そこで化学連盟は、1892年11月30日付けで帝国宰相宛てに嘆願書を送るべく準備を進めた。1893年役員会議事録は、その経過説明を載せているが。前述の連邦参議院宛の6項目に、製法の機密保持のための「申請書の閲覧制限」を追加した(CI, 16, pp.1-4)。同年10月の連盟総会において嘆願結果が報告された。帝国宰相から7月9日付で届いた回答は「満足のいくものではなく、(認可審査に関わる弊害の存在は認めたものの) 帝国立法(『営業条例』)の改訂を通じてだけ除去できる」(CI, 19, p.400) との内容だった。帝国政府は、『営業条例』の改訂に関する具体的作業日程に触れていなかったため、『執行規則』の弾力的運用による審査の迅速化を求めて、再度1895年1月に同じ嘆願書を送った。その回答は、95年3月10日に届いたが、96年11月の連盟総会で報告されたように前進はなかった(CI, 19, pp.473-478)。

(4) 第4期(1895年11月/1900年):『営業条例』の改訂に向けて

1895年末以降、嘆願活動の目標は、認可審査手続き(『執行規則』)から『営業条例』の改訂に変わる。この時期ドイツ化学工業は世界市場で確固たる地位を占めており、経済的・政治的影響力の拡大を背景にした攻勢とも解釈できる。「ドイツ化学工業は、今日、化学と技術の実り豊かな交互作用のおかげで、世界の筆頭にあることは疑いない…この優位さから国家と産業が得ている経済的利益は、立法と(新製法・製品等の)産業的利用に対する(規制)措置のせいで失われてしまうかも知れない」(CI, 19, p.476-477: 傍点は筆者)。これは、1896年連盟総会におけるベディンガーによる講演内容の一

部だが、10年前には、まだ官僚の顔色を窺わざるをえなかったことを思えば、隔世の感がある。

この記念すべき転換の場となったのが、1895年11月の連盟総会である。そこでは、連盟会長のベディンガーが「認可審査の弊害は、既存の法律の改定なしに除去できるのか」と題する講演を行い、それに引き続き同席した商務省官僚、上級政府顧問官のフォン・ハーゲンによる意見表明と質疑応答が行われており、政府側の生の声を伝える第一級の史料となっている（CI, 18, pp.424-427）。

ベディンガーは、化学連盟の長年にわたる活動の足跡を振り返り、フォン・ハーゲンを意識してか、政府の努力に謝意を表しつつも、満足のいく解決にいたらなかったと総括している。主要な問題点は、認可審査の遅れ、産業的实践にも精通した適切な専門官の不在、および製法の機密保持の3点に要約されるが、直近の嘆願項目と絡めて論じている。まず、認可審査の遅れの原因として、営業・建設許可の一括審査、地区委員会の低い開催頻度、計画公示後の住民による異議申し立てが挙げられている。特に、最後の点について、「工場主達は、たぶんに恐喝を目的とするだけの無意味な異議申し立てによって、しばしば良い時節を無為に過ごさざるを得なくなっている」（op. cit., p.424）と辛辣な表現を使って非難している。次いで、認可審査に関与する専門家についても厳しい意見を寄せている。1884年まで認可申請書の予備審査を担当してきた郡医師は「この（化学）問題には、大概ほとんど理解できない」（op. cit., p.424）と述べて、専門的教育分野の違いを強調した1891年の意見を反復している。しかし、批判の矛先は営業監督官にも向けられる。「営業問題については、一般に適切に判定を下せるが、必ずしも専門家ではない」（op. cit., p.424）。1891年までは営業監督官の専門家としての活動に期待する姿勢が見えたが、大きく後退した。この点にも、嘆願方針の転換に伴う、営業監督官の占める意義の低下が反映されている。この問題の抜本的解決策は、帝国技術当局設置に他ならないと述べて報告を結んでいる。

それに続いて、ベディンガーの講演と92年の嘆願項目を意識しながら政府顧問官フォン・ハーゲンが意見を述べた。まず、現在の認可審査が化学工業の発展にとって大きな制約となっていることは承知していると述べ、嘆願活動に理解を示した。「化学工業は、他の経営より頻繁に製造施設を変更する必要があり、しかも化学工場は、近隣住民からの抵抗を最も多く喚起しがちであるから」（op. cit., p.424）、技術革新の成果をいち早く生産に移す上で、住民の抵抗により大きな遅れが生じているからである。しかし、認可制度の根本的改革のためには、『営業条例』の改訂が不可欠である。「さもなければ、商務相閣下が、化学連盟からの提案を待たずに、率先してその弊害を除去されているはずだからである」（op. cit., p.424）。この後、嘆願項目毎に問題点を指摘して、要求は受け入れがたいと回答した。

まず、営業認可と建設認可の分離要求については、現行の一体的審査を支持する。特に、企業家のリスク負担による建設先行という連盟側の主張には、審査当局に認可発給を強要すること、認可条件実施のために追加費用発生の恐れが付随すること、認可拒否の場合、無認可営業の継続による近隣住民との軋轢拡大も考えられること、の3点を上げて答えた。次の、製法の機密保持を名目とした認可申請書の閲覧制限についても、「（当該企業の）競争相手も、土地の近隣住民となって（閲覧する）権利を獲得してしまう（から同じことである）」（op. cit., p.425）と退けた。第3の予備審査、特に住民

からの異議申し立てがあった場合に開催される意見聴取会の廃止についても、両当事者の意見が平行線を辿った場合、結局、専門家の鑑定待ちなのだから、化学連盟の要求に一応の理解を示した。それと同時に「両当事者の間に合意を形成しようとする、法の意図は、いずれにせよ賞賛すべきである」(op. cit., p.425)と、当該条文に込められる法の精神を引き合いに出しつつ退けている。第4に、認可審査当局が地区委員会であることが大きな遅れの原因となることは、「争う余地がない」(op. cit., p.425)としつつも、1883年『行政法』の改訂なしには行えないと答えた。最後に、独自の技術当局設置の要求に関しては、『営業条例』第16条に挙げられた多様な業種全てを網羅するのは不可能であり、適切な専門家の鑑定を得られる体制が敷かれていれば十分との立場を表明した¹⁶⁾。最後に、連盟総会参加者とフォン・ハーゲンとの間で活発な質疑応答があったが、公示免除手続きの積極的な採用など審査の迅速化のための要求が相次いだ。この場では、冒頭に発言したクレーマー博士が、鑑定書作成に当たり営業監督官が、しばしば他の工場主に問い合わせている事実を指摘して、「実際の専門家とは見えない」(op. cit., p.426)と厳しい評価を下していることに注意しておきたい。

以上のように、政府官僚を招いての意見交換を踏まえて、翌96年11月の連盟総会で商務相と帝国宰相とに送られる嘆願書の原案が提示された(CI, 19, pp.473-478)。そこには、フォン・ハーゲンへの反論も込めた経過説明もあるので、前年度との内容の重複をできるだけ回避しつつ、要点を紹介しておこう。まず、嘆願の基本方針が明確に打ち出されている。現行の認可制度に関係した様々な弊害を除去するためには、「プロイセン行政法と帝国営業条例の改訂以外に道はない」(op. cit., p.473)。そして、1883年『行政法』に関係した、第1審査機関の地区委員会から行政管区長への移行と、公示免除手続きの積極的活用については、商務相宛てに嘆願書を送る。また、『営業条例』の改訂が必要な問題、すなわち、営業認可と建設認可の分離審査、意見聴取会規定の削除、認可申請の際の鑑定を担当する「専門家委員会」の設置と、彼らが審査過程で知り得た製法に関する守秘義務などは、帝国宰相に送付されることになった。

このうち帝国宰相宛の嘆願書にあって最も多くの紙数を使って論じられたのが、営業・建設認可の分離審査である。その基本的主張は、企業家のリスク負担のもとで行われる建設は自由だということである。「建設の際に引き受けるリスクが、期待される利益によって埋め合わせるかどうか…法規定より実際の関係のもつ力の方が強い。化学工業の異常なまでの発展が生じているとき、絶えず新たな発見を生産拡大のために努力している大規模な工場(企業)は、新製品の生産を可及的速やかに始めるために、幾つかの建物をいつも予備的にもたざるをえなくなっている」(op. cit., p.475)。寡占的大企業の形成を背景に世界市場の筆頭に躍り出てきた化学工業にとって、認可制度は企業の活動の自由を奪う規制の体系に他ならないというのである。それと同時に、建設の先行が認可条件の遂行の障害になるとの主張にも反論する。労働者・住民の健康・生命の危険に備えるための建設・火災・公衆衛生的の予防措置は、むしろ建設中に提示された方が対応が容易だと述べた。ただし、建築技術・行政上の支障がない場合に限って、営業・建設の分離審査を行う。万一、新築時の分離審査が無理であれば、

16) 1845, 1861, 1869, 1900年の『営業条例』に挙げられた認可義務ある職種については、筆者の作成した表を参照願いたい(田北, 2013, p.87の表1)。

既存施設の変更と拡張とに限り、それを適用すると、2つの限定条件をつけた。

商務相宛の嘆願の狙いも、国際競争に勝ち抜くための発明・発見の迅速な生産への応用である。そのため審査遅延の最大の原因である、「低い開催頻度」（op. cit., p.477）の地区委員会を第1審査機関からはずし、行政管区長に移管することである。また、以下のような小さな経営上の変更については、公示免除手続きの採用を要求した。「新たな工場施設ではなく、既存経営の些細な変更、小規模な（経営）拡張のための建設、あるいは新たな製法の採用などに関する認可申請」（op. cit., p.477）。この経営変更の程度の判断は、営業監督官に委ねられる。「営業監督官の鑑定によれば、小さな経営変更が問題となっているに過ぎないような場合には、商務省令を通じてその規定を利用する」（op. cit., p.477）。建設・営業認可の分離審査の要求とも関連してか、1884年『執行規則』に定められた予備審査担当者のうち郡建築官をはずしたことが目をひく。

今回の帝国宰相・商務相宛の嘆願は、「初めての成果」（Henning, 1994, p.121）をもたらした。1899年3月「営業立法：産業施設の認可問題に寄せて」と題する、帝国議会での審議経過を扱った報告記事が掲載された（CI, 22, pp.119-120）。化学連盟が、1892年以来要求してきた営業・建設認可の分離審査と関連して、次のような『営業条例』第1条の改訂草案が審議にふされた。「企業家が審査終了前に申請した場合、抗告手続きを排除することなく、企業家は自己のリスクのもとで建物建設を遅延なく遂行できる」（op. cit., p.120）。

その提案理由には、連盟の嘆願内容を直接反映するかのように、次の3点が上げられている。まず、営業・建設認可の一体的審査により企業家の迅速な対応が妨げられており、不利益が発生するからである。次に、認可申請の大半で近隣住民から異議申し立てがでて、審査が大きく遅れるからである。「（企業家の）三人に一人が、根拠のない、あやしげな異議申し立てによって、しばしば当局による長々とした審査を免れず、抗告まで争われるのであれば、さらに手続きの遅れを招いてしまう」（op. cit., p.120）。最後に、化学連盟が国際競争力の確保のために不可欠な要件として強調した、あの革新の迅速な生産への応用も、そのまま受け入れられている。「その種の遅れは、目まぐるしい技術進歩のもとで発見・改良の迅速な利用を考慮せざるをえない経営にとって、取り返しのつかない不利益を招くやもしれない」（op. cit., p.120）。しかし、営業・建設認可の一体的審査のもつ長所、すなわち労働者・住民保護の目的から建築・火災・公衆衛生の観点から総合的に検討することは、建設の先行により失われてしまうとの危惧も表明された。

そのような賛否双方の理由説明を踏まえて議会では、いくつかの条件をつけて分離審査を認める内容の折衷案が提示された。まず、分離審査の可否は、第1審当局である地区委員会の判断に委ねられた。次に、企業家による分離審査の要求は、建設の遅延により大きな不利益が発生することが明白な場合に限定された。「（工場）施設の認可に対する疑念と異議申し立てとに関する調査のために、法効力の発生まで建設を延期せざるをえなくなることが、企業家の利益にとって確実に深刻な打撃を与える場合にだけ、その権限を行使できる」（op. cit., p.120）。さらに、建設先行により近隣住民・大衆に大きな不利益・迷惑が発生する恐れがあるので、企業家がそうした事態が起こらないと「安全性の保証」（op. cit., p.120）を行う義務をつけた。最後に、企業家の「安全性の保証」にもかかわらず、認可

条件の実施が困難と判断されたり、認可拒否の決定が下された場合、建物の撤去も留保されるとした。「抗告審の決定により（工場）施設の認可が拒否されたり、あるいは建物の形態に影響を与えるような条件が設定されたりした場合、その間にできあがっている建物の撤去が担保される」（op. cit., p.120）。

以上の報告記事から8ヶ月後に開催された連盟総会において、再度『営業条例』の改訂作業の進行状況に関する報告が行われた（CI, 22, p.478）。これまでの嘆願内容を踏まえつつ政府が改訂草案を提出した点は、高く評価した。「政府も、これまでの苦情（嘆願）の正当さを基本的に認めて、帝国議会の最終会期に、下記の内容の法律草案を提出した。すなわち、企業家が利害の緊急性を証明できる限りにおいて、認可当局にたいし、営業認可発給前に建設着工の許可発給権を与えると」（op.cit.,p.478）。しかし、上記のように分離審査要求に際し多数の条件を課されたため、「不十分にしか答えていない」（op. cit., p.478）と不満をあらわにしている。「あらゆる状況にあつて、企業家自身のリスク負担のもとで（工場）施設の建設を遂行する（認可）申請を許可するよう嘆願していた」（op. cit., p.478）からである。この草案の採決は、次期の帝国議会の会期内に行われると、結ばれている¹⁷⁾。

ところで、上記の法案は、帝国議会を無事通過した。化学連盟の法律顧問であるフォッセンは、「部分的成果」（Vossen, 1909, p.325）と不満を表現したが、いずれにせよ次の2項目が1900年版『営業条例』に追記された（GS, 1900, pp.877-878）。一方で、第19条に分離審査について、次の一文が追加された。「認可決定では、抗告手続きを損なうことなく、企業家自身のリスク負担のもと（工場）施設の建設を遅延なく実施するための許可を与えることができる。但し、意見聴取会が終了する前に申請が出されたときに限る。その許可は、（企業家による）安全性の保証を前提にしている」（op.cit.,p.877）。分離審査の許可は、地区（郡）委員会が与えるが、その決定は抗告審に影響しないこと、企業家の申請期限は意見聴取会前に限定されること、さらに労働者・住民の安全性に問題がないとの保証をあたえること、の3条件が付されている。他方で、第1審と抗告審との慎重な審議を定めた第21条に、招請される専門家の守秘義務に関する一文が追加された。「専門家は、審査中に知りえた事項につき守秘義務を遵守し、企業家から経営施設・経営方法の守秘を要求される知識について、経営上の秘密に関わる限り、模倣をしてはならない」（op. cit., p.878）。ちなみに、フォッセンは、意見聴取会条項の削除要求が考慮されなかったことに加え、建設の早期着工の可否が認可当局の判断に委ねられていること、そして「（労働者・住民）の安全性の保証」義務を負うこと、の2点を挙げて不満を表明した。

(5) 第5期（1901/1909年）：「企業活動の自由」を求めて

1900年『営業条例』は、化学連盟の不満を解消できなかった。フォッセンは、「20世紀初頭の数年間に登場した新たな苦情」（Vossen, 1909, p.325）として、新規の認可取得義務のある「（作業場ないし経営の）大きな変更」概念の曖昧さに起因する弊害を問題としている。1904年に実施されたアンケート結果は、「アンケートに答えた企業家のほぼ半数が、法的には認可義務のないような、まったく小さな変更を、認可当局から申請義務ありと扱われ、そして立法者の意図に反して変更の公示を、まったく

17) それに引きつづき、商務相が地区委員会に発布した『技術ガイドライン』（Mbl, 59, 1898, pp.187-188）の内容が紹介され、その修正の要不要につき検討する主旨の発言があった。

わずかの例外を除き免除されず、真に悲惨な像」(op. cit., p.325) を浮かび上がらせた。この時期ドイツ化学工業は、寡占的大企業に牽引されて世界市場で優位に立っていただけに、これまで以上に強い姿勢で臨んでいる。フォッセンの1909年論文は、過去20年間に連盟の行った嘆願活動の足跡を回顧したのに続いて、認可審査手続きと既認可施設の扱い（「大きな変更」や「認可は取り消し可能か」）とに関して具体的な改革案さえ提示している（Vossen, 1909）。以下では、フォッセンの業績を主な手がかりにして、20世紀初頭の連盟の活動を振り返るが、その前に化学連盟の自意識を的確に表現した文章を紹介しておこう。「その間（1869年『北ドイツ連邦営業条例』発布以来）、このような化石化した法的状況にもかかわらず、化学工業は目覚ましい発展を遂げてきたが、それは、たぐいまれな適応力と多数の指導者の卓越した働きとのおかげである。万一、厄介で内的に根拠のない一連の認可法規則——それらは、19世紀中葉のポリツァイ国家においては当を得ていようが、20世紀の近代的な産業・法治国家には相応しくない——が行く手を阻んでいなければ、その発展は比較できないほど高くなり大きくなったであろうことに、多言を要すまい」（op. cit., p.323）。「（考察の対象企業は）認可義務ある中小規模の（工場）施設であり、当局が、その障害のない維持により大きな関心を持っている、従って警察当局と営業監督役人が本質的により好意的に扱うような大規模な経営については語らない」（Vossen, 1909a,p.634）¹⁸⁾。認可制度を19世紀的な規制体系と捉えつつ、そうした制約下での飛躍的成長を自賛し、同時に、その推進者として審査当局さえ目置くほど、経済・政治的影響力を持つに至った寡占的大企業を誇示している。

まず、問題点を明らかにするために、1904年2月開催の役員会におけるフォルスターの経験談に基づく講演を一瞥しておこう（CI, 27, pp.66-67）。フォルスターは、既認可の工場施設に新規の認可取得義務が発生する「大きな変更」とは何かを問う。そして、『営業条例』第16条を引き合いに出しつつ、これまで以上に「労働者・大衆に大きな不利益・危険・迷惑」を与える恐れのある変更であると答える。それは、後にフォッセンからも踏襲されたように、化学連盟の公式見解となる。それ以外は、「小さな変更」として公示免除手続きの採用を通じて、建築行政的審査を受けるだけで十分だと主張される。しかし、フォルスターによる倉庫建設とガスマーターの設置計画は、公示を義務づけられた。ただ、最近のプロイセン上級行政裁判所による「大きな変更」に関する判断は、営業遂行に必要な施設全般と見なす立場と、フォルスターの代表する立場とに分かれていて、まだ統一を見ていない。従って、運送業者の建てる倉庫は認可義務がないのに、化学工場主が建てれば認可義務が発生することになる。計画の公示が行われれば、異議申し立てがない場合も、審査に数ヶ月かかってしまうが、以前は頻繁に採用されていた公示免除手続きは、数年来あまり採用されなくなってきた。ただし、営業監督役人によって「変更」の程度の理解に大きな差異があり、アンケートを実施して、今後の弊害除去に取り組んで欲しいと述べて講演を結んだ。ここでは、既に「大きな変更」について上級行政裁判所の判断を仰ぐべく訴訟が起こされていること、まだ、その判断は確定していないが、化学連盟側に有利な判決も出ていること、そして営業監督官の判断も分かれていて、決して一枚岩の官吏とは理解で

18) 1907/09年イエガー会社の事例から判断する限り、中小企業に厳しいとの主張には、明らかに誇張が含まれている（田北, 2011, p.75）。

きないこと、の3点に注意しておきたい。

1904年3月商務省宛てに、「大きな変更」をめぐる弊害を列挙しつつ改善措置を求める嘆願書を送ったが、回答はなかった (Vossen, 1909, pp.325-326)。同年9月の連盟総会ではアンケート調査の結果を踏まえつつ、帝国議会・商務相宛てに嘆願することが決まった。「大きな変更」の概念が曖昧であることから、営業査察役人による多様で恣意的な解釈を生み出しており、特に認可違反の前科があるなど営業監督官の覚えが目出度くなければ、嫌がらせとも言えるような厳しい対応を迫られるという¹⁹⁾。そこで、『営業条例』に「大きな変更」には当たらない「小さな変更」の概念規定を盛り込むべきだと主張する。化学連盟の提案内容は、下記の通りだが、「少なくとも、中小規模の工場施設にあって、ここで扱った弊害は、最近改善されるどころか、むしろ悪化さえしてきている」(op. cit., p.327)ため、切実な問題と捉えられている。「周辺住民と労働者にたいし、認可時に予想された以外の影響を与えない経営・作業場の変更は、小さな変更と理解し、認可審査の義務はない(とみなす)」(op. cit., p.326)。この修正は「一度認可を受けた企業家に、これまで以上に安定した経営を保証するために不可欠である」(op. cit., p.326)と、強く要求した。この嘆願書は、ドイツ商業会議においても紹介され賛同を得たが、「1907年リュエバックで開催された連盟総会でも苦々しく苦情が寄せられている」(op. cit., p.327)と結ばれたように、聞き届けられなかった。

『営業条例』第16-24条に挙げられた認可審査手続きに関する条文修正の提案は、7項目にわたっているが、この場では主要な4項目を紹介しておこう。まず、1900年『営業条例』第19条aに追記されたばかりの営業・建設認可の分離審査条項については、意見聴取会終了前という申請期限と企業家による労働者・住民への安全性の保証という条件を撤回して、企業家のリスク負担による自由な建設着工の許可を要求している。いや、それだけではない。ドイツ産業中央連合が、商務相宛てに送付した嘆願書を引き合いに出しつつ、認可文書発給に先行して「試験的営業の許可」さえ要求している。第19条aに「企業家が、早期的な建設着工と試験的営業の双方ないし一方につき認可申請をした場合、認可決定により企業家のリスク負担のもと、それらの速やかな遂行を許可しなければならない。但し抗告審手続きを損なうことはない」(op. cit., p.389)の一文を追記すべきだと要求した。強力な経済・政治的影響力を背景に、次々に要求をエスカレートする化学連盟の姿勢を明瞭に読みとれる。

次に、発給された認可の時間的射程を明記するように要求する。これまで2通りの解釈、すなわち「一定期間を想定した(撤回可能な)経営行使権」とみる立場と、下記のように自由な経営のための免罪符と理解する立場とがあった。「発給された認可に基づいて公共的福利を考慮することなく、好きなように振る舞うことができる」(op. cit., p.362)。認可制度の性格規定をめぐる「住民保護」(Mieck, 1967, p.69)か「産業保護」(Brüggemeier, 1996, pp.311-312)かという論争を想起させる問題である。もちろん、化学連盟は経営活動の自由にとって「免罪符」とまでは主張しないが、プロイセン上級裁判所が示した基本原則に、次の一節を追記するよう要求した。「発給された認可は、次の限りで効力をもっている。企業家が発給された認可、したがって認可条件の枠内にある限り、そして『営業条例』

19) 事実、認可違反が発見された企業家には、次回の認可申請から厳しい姿勢で臨んでいる(田北, 2014, pp.98-103; 2014a, pp.21-23)。

第25条の意味における作業場ないし経営の『大きな変更』を計画しない限り、警察当局は、既認可施設にたいして、命令あるいは何らかの条件設定によって介入できない」（Vossen, 1909, p.362）。この時期、化学連盟から認可制度のかかえる最大の問題と理解されている「大きな変更」を計画しない限り、認可期限など存在しないというのである。ちなみに、2000年6月ドイツ政府が電力会社と脱原子力の協定を結ぶ際に大きな拠り所となったのは、商業用運転開始から32年という認可期限だった（田北, 2004, p.81）。その意味から認可期限と、それにつよく抵抗したのが、ほかならぬ寡占的大企業の主導する産業界だったこととの2点で、この問題の起源は古いが、現代性を持つことを明記しておきたい。

さらに、経営・作業場の「大きな変更」と直接関わる問題として、認可義務ある変更にあたる2つのケースを第16条4項に明記すべきだと主張する。もともと認可義務ある施設に、それ自体認可義務のない副次的な施設を建設する場合、認可義務ある施設の一部とみなされる。逆に、それ自体は認可義務がない施設に、認可義務ある副次的な施設を建設する場合にも、同じ原則が適用される。1904年フォルスターの講演内容に即していえば、化学工場の付属施設として建設された倉庫は、認可義務があることになる。運送業者の倉庫は認可外であることから、一見すれば不合理にはみえようが、危険な原材料と製品（爆発物など）の保管に利用される倉庫が、同列に扱われるとは考えづらい。事実、Ⅲでみるように、営業監督官『年次報告書』の紹介論文のなかでは、化学工業の倉庫につきまとう特別な危険性がしばしば報告されている。

ラント毎に扱いが異なる問題として、1855年『化学工業固有の認可法』において明記された、当局による事後的改善請求権の留保条項がある。原文は、下記の通りだが、1884年『執行規則』に従えば、プロイセンにあってこの権限留保は当然事とされている。「今後、化学工場施設につき行政的認可を請求しようとする者に対して、欠陥ある建設と不適切な経営から発生しうる結果に注意を向けさせるために、工場施設の認可決定と認可文書のなかに、認可条件として次の留保権が盛り込まれる。たとえ工場施設と経営とに関する予防措置や（認可）条件が特別に設定されていようが、いまいが、大衆と近隣住民の被る不利益、危険、迷惑が十分な根拠をもって苦情の契機となった場合には、ただちに、行政的指示によって欠陥の除去を保証するような変更を建物と経営とに加えること、そして企業家は損害賠償の請求なしに、その種の措置を講ずる義務を負うこと」（Mbl, 16, p.188）。認可発給後に近隣住民に大きな不利益・迷惑が発生した場合、企業家から損害賠償の請求を受けずに改善措置を講ずるよう命令する権利を当局が留保するのだ。化学連盟は、その請求権を狭く限定するよう要求している。「当局は、次の場合にだけ、既認可の条件を変更したり補完したりする権利を留保できる。すなわち、その工場施設が近隣住民にとって特に大きな危険と迷惑をもたらす場合、および十分な（過去の知識）経験がないために、規定された条件が認可の時点で存在する諸利害の満足のいく保護を与えるために十分であるかどうか疑わしい場合」（Vossen, 1909, p.362）。近隣住民に大きな不利益・迷惑が発生した場合と、科学技術的な知識・経験の不足から認可条件が与える予防効果が十分であるか確定できない場合とに、限定しようというのである。

それ以外に意見聴取会を「目的に適わぬ無意味な」制度として第19条から削除すること、また火災などの原因で破壊された工場施設を同じ場所に再建する際の認可義務免除規定の第16条第5項に追記

すること、の2点が要求されている²⁰⁾。

最後に、フォッセンは、既認可施設の扱いに関する法文の加筆・修正を要求している。ここで、法の番人である営業監督官と、その通知を受けて実際の命令の執行に当たる警察当局が、直接やり玉に挙げられていることに注意したい。まず、既認可施設の扱いが、営業監督官によってまちまちであることが批判されている。「悪意を持った営業監督官は、(執行権を持つ)警察当局と連携して個々の産業家にたいして、認可文書の偏狭で一面的な解釈によって、彼らの生活を困難に陥れているだけでなく、真に耐え難くさえしている」(Vossen, 1909, p.389)。次に、一度おりた認可が、取り消し不能と明記されていないことから、『営業条例』第25条の冒頭に、次の一文を追記するよう要求している。「営業条例の第16条と第24条に挙げられた施設の認可は、企業家の認可申請にして認可文書に取り消しが明確にうたわれていない限り、時間的に制限されていず、取り消し不能とする」(op. cit., p.390)。万一、無認可の営業(大きな変更)が摘発された場合でも、制裁の対象となるのは、既認可施設を含む経営全体でなく、当該施設に限定されると主張している。さらに、20世紀初頭の化学連盟による攻撃的姿勢を端的に表現する、認可取得義務のある「大きな変更」に関する主張がある。一つは、営業監督官と警察当局は、法(『営業条例』『執行規則』)を知っているが、裁判所の判決までは知らないという批判である。プロイセン上級行政裁判所による「大きな変更」に関する判決が引き合いに出されている。すなわち、化学連盟が要求してきたとおり、住民にとって大きな不利益・危険・迷惑を及ぼす恐れがある作業場と経営内容の変更のみが、「大きな変更」と見なされるという。営業監督官と警察当局は、変更の規模を問わず「追加条件の設定か作業場の閉鎖」(op. cit., p.391)に踏み切っていると批判されている。

第4番目の理屈は初出である。もともとの認可文書において「将来の変更」が見通されている(前倒しの認可が行われていると「考えられる」)場合には、新規の認可申請は不要だとする主張である。例えば、従来は廃棄物として処分されていた副産物を利用した製品の生産は、千種類を超える製品を扱う化学工業にとって「必要な経営の編成替えの計画を織り込み済み」(op. cit., p.392)と考えるべきだという。以上の主張のまとめとして、『営業条例』第25条の冒頭に次の長い一文を追記すべきであると要求する。「作業場の位置と性格とにおいて認可発給時に予見されていないような大きな変更がない限り、発給された認可は、その施設が新たな所有者に譲渡される場合でも更新する必要はない。しかし、認可文書のなかで予見されていないような、作業場の大きな変更が計画される時には、第17-23条、場合によっては第24条の規定に従って、審査当局から直ちに認可を取得すべきである。同じ認可審査は、第13条に挙げられた施設の経営において認可文書で予め予見されていないような大きな変更

20) 1845年の営業認可制度導入直後に再建時の認可取得義務の有無に関する問い合わせに対して、財務相・内務相の連名で出された1846年9月28日づけの指図書は、場所の移動がなく経営内容に変更がない場合には、原則的に認可義務はないと回答した(Mbl, 7, pp.211-212)。それと併せて公益の改善、すなわち住民の不利益・危険・迷惑削減を目的とした変更も、それに当たると判断した。しかし、20世紀初頭になって化学連盟が、同じ要求を繰り返したのは、それなりの理由がある。それは、その指図書に下記のような但し書きがあったからである。「産業施設の再建の場合、作業場の変更があるのか、ないのかについての判定は困難だから、国王政府の審査を受けて、変更がない場合にも、認可を発給することが適切である」(op. cit., p.211: 田北, 2013, pp. 88-89)。

が行われる場合にも、必要である。その際、審査当局は、企業家の申請に関して第17条に定められた公示を免除できることとする。認可義務ある『大きな変更』とは、次の場合だけである。発給済みの認可によってはカバーされていない、そして前倒して認可されていないような、作業場ないし経営の位置と性格の変更が行われ、それによって（工場施設）近隣の土地の所有者ないし住民、あるいは大衆が既存の施設と結びついているのとは異なる新たな、あるいはより大きな危険、不利益、迷惑を引き起こされる恐れがある場合。大きな変更の認可は、元来の認可条件の変更のために利用されてはならず、ただ『大きな変更』自体と関係する条件に限定されること」（op. cit., p.393）この論理を突き詰めていけば、営業認可は一度取得してしまえば、当局・住民からのチェックにとって「免罪符」となってしまう。

（6）小 括

これまで1880年代初頭から第一次世界大戦前まで化学連盟が、営業認可制度の改革を求めて展開してきた嘆願活動を5段階に分けて、化学連盟の営業監督官への評価の変遷と関連づけながら追跡してきた。最後に、これまでの検討結果を2点に要約しておこう。

第1に、営業監督官への科学技術的な専門家としての高い評価や期待は、時期的に限定されていた。一つに、営業監督官の設置が義務化された1878年直後の第1期（1881/1884年）と営業監督官制度の大幅拡充が行われた第3期（1890/95年）に高評価（期待）が集中していることである。その際、第3期には1884年『執行規則』による予備審査担当者の変更を踏まえつつ、労働者・住民に健康被害を及ぼしがちな化学工業にあって医療役人の排除を歓迎していたことが目をひく。後述の通り、営業認可制度のもつ「住民保護」の性格が変化する一つの兆候と見なせるからである。もう一方で、営業監督官に関する化学連盟の評価は、嘆願活動の基本方針の転換と連動していた。第1期～第3期には認可審査の迅速化を図るため『執行規則』の弾力的運用を嘆願目標に据えており、その間、認可審査で重要な役割を担う営業監督官には専門家として期待をもって臨んでいた。しかし、第4期（1895/1900年）以降、嘆願方針が『営業条例』の改訂に転換されると、営業監督官への言及は大きく変わってくる。これは第5期（1901/09年）、特に化学連盟の法律顧問であるフォッセンの業績に顕著だが、営業監督官は「法文に固執する」敵対者との評価に転じてくる。もちろん、営業監督官といっても管区間で認可審査に臨む姿勢には大きな差があったため、結論には慎重を要しようが、「企業寄りの専門家」（Stolberg, 1994, pp.314-315）と理解してきた所説に修正が必要なことは間違いあるまい²¹⁾。

第2に、化学連盟による嘆願方針の転換は、寡占の大企業を形成しつつ急成長をとげ、20世紀初頭には英仏を凌駕して国際市場で優位を占めた、ドイツ化学工業の経済・政治的影響力の拡大と密接に結びついていた。特に、建設・営業認可の分離審査と審査担当専門家の守秘義務という2項目が、1900年『営業条例』に取り入れられると、化学連盟の要求は一段とエスカレートしてくる。第5期（1901/09年）には、認可義務ある「大きな変更」概念を、労働者・住民に大きな不利益・危険・迷惑を及ぼす

21) ウェケッターは、例外的に企業寄りの営業監督官としてプレーメンのヴェゲナーを挙げている（Uekötter, 2003, p.136）。

場合に限定し、同時に認可時点で技術的に織り込み済みの製品・製法の変更は対象外と主張している。さらに、企業家のリスク負担のもとでの工場施設の先行的建設に加え、「試験的営業」の許可さえ要求している。その背景には、営業認可制度とその番人である営業監督官は19世紀的な秩序の代名詞であり、20世紀の近代的な産業・法治国家には相応しくないと理解するフォッセンに代表される立場があった（Vossen, 1909, p.323）。ここに「営業の自由」と、その活動を阻害する「規制体系」としての営業認可制度と営業監督官という対立構図が、寡占的大企業の主導する化学連盟によって大上段から持ち出され、法の実質的な空洞化がはかられるようになった。第1期（1881/1884年）に化学連盟は、認可制度のもつ「住民保護」（Mieck, 1967, p.69）の狙いを十分に理解し、それとの両立を図っていたが、いつのまにか「一度認可を受ければ活動は自由」と主張するための「免罪符」、すなわち「産業保護」（Brüggemeier, 1996, pp.131-132）のための道具立てに変わってしまった。

史料・文献一覧

〈未刊行史料〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館（デュッセルドルフ）所蔵史料。文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

1. RD, 13260: Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther Seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1 (1875-1889).
2. RD, 24607: Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883-1884).
3. RD, 24608: Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884-1885).
4. RD, 24609: Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885-1889).
5. RD, 24610: Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890-1891).
6. RD, 24611: Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891-1894).
7. RD, 24612: Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894-1897).
8. RD, 24623: Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909-1910).
9. RD, 24627: Chemische Fabrik A.Dahl im Elberfeld, 1889-1899.
10. RD, 24640: Acta betreffend die chemische Fabrik-Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845-1873).
11. RD, 24645: Acta betreffend die Anilinfarben-Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasser-strasse (1863-1875).
12. RD, 33441: Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908-1909).
13. RD, 24648: Jahresbericht des Gewerberats (1884-1894).
14. RD, 10665: Jahresbericht des Gewerberats (1894-1906).
15. RD, 25013: Jahresbericht der Gewerbeinspektion (1892).
16. RD, 33441: Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908-1909).

〈刊行史料〉

Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes. (BG と略す)

Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten. (GS と略す)

Reichs-Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern. (RG と略す)

Ministerial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten. (Mbl と略す)

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie.* (CI と略す)

〈研究文献・論文〉

Andersen, A., 1990, “Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten”. Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A. /Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben.* Köln, pp.162-192.

Andersen, A., 1993, Umweltgeschichte - Abschied vom Fortschritt. in: Museum der Arbeit (Hamburg) (ed.), *Europa im Zeitalter des Industrialismus. Zur “Geschichte von unten” im europäischen Vergleich.* Hamburg, pp.75-86.

Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850-1933.* Stuttgart.

Beyer, E., 1876, *Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege.* Oberhausen a. d. R.

Brüggemeier, F. J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert.* Essen.

Büschendorf, J., 1997, *Flüsse und Kloak. Umweltfragen im Zeitalter der Industrialisierung (1870-1918).* Stuttgart.

Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der Rheinprovinz (ca. 1800-1914).* Stuttgart.

Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt- dargestellt am Beispiel Wuppertal.* Köln.

Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816-1991.* Essen, pp.268-284.

Jurisch, K. W., 1890, *Die Verunreinigung der Gewässer. Eine Denkschrift im Antrag der Flusscommission des Vereins zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands.* Berlin.

Karl, M., 1993, *Fabrikinspektoren in Preussen. Das Personal der Gewerbeaufsicht 1854-1945. Professionalisierung, Bürokratisierung und Gruppenprofil.* Opland.

Klein, U., 1988, Die Gewässerverschmutzung durch den Steinkohlenbergbau im Emschergebiet. in: Teuteberg, H. J. (ed.), *Westfalens Wirtschaft am Beginn des “Maschinenzeitalters”.* Dortmund, pp.337-359.

- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- König, J., 1887, *Die Verunreinigung der Gewässer: deren schädliche Folge, nebst Mitteln zur Reinigung der Schmutzwasser*. Berlin.
- Mieck, I., 1967, “Aerem corrumpere non licet”. Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36-78.
- Pohl, H./ Schaumann, R. /Schönert-Röhlk, F., 1983, *Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution*. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Schiele, A., 1909, *Abwasserbeseitigung von Gewerben und gewerblichen Städten unter hauptsächlichlicher Berücksichtigung England*. Berlin.
- Simons, R., 1984, *Staatliche Gewerbeaufsicht und gewerbliche Berufsgenossenschaften*. Frankfurt am Main.
- Stolberg, M., 1994, *Ein Recht auf saubere Luft?* Erlangen.
- Uekötter, F., 2003, Das organisierte Versagen. Die deutsche Gewerbeaufsicht und die Luftverschmutzung vor dem ökologischen Zeitalter. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.127-150.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. München.
- Vossen, L., 1907, Der Begriff der “wesentlichen” Veränderung einer konzessionierten Betriebsstätte. in: *CI*, 30, 1907, pp.565-566.
- Vossen, L., 1908, Sonderbeschränkungen “gefährlicher” genehmigter Anlagen. in: *CI*, 31, pp.116-118.
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *CI*, 32, pp.323-327, 359-362, 388-393.
- Vossen, L., 1909a, Reformvorschläge für die Konzessionierung gewerblicher Anlage. in: *CI*, 32, pp.634-638.
- Vossen, L., 1911, Konzession und Rekursverfahren. in: *CI*, 34, pp.94-96.
- Vossen, L., 1912, Die Konzessionierung chemischer Fabriken im Jahre 1911. in: *CI*, 35, pp.361-367.
- Vossen, L., 1913, Die Konzessionierung chemischer Fabriken im Jahre 1912. in: *CI*, 36, pp.219-225.
- Vossen, L., 1914, Die Konzessionierung chemischer Fabriken im Jahre 1913. in: *CI*, 37, pp.464-469.
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 工藤章, 1999, 『現代ドイツ化学企業史：IG フェルペンの成立・展開・解体』 ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 2000, 「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」『経済学研究（九州大学経済学会）』 67-3, pp.61-85。
- 田北廣道, 2003, 「18-19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐる」『社会経済史学』 68-6, pp.41-54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』 69-3・4, pp.235-269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19-20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦」『経済学研究』 70-4・5, pp.311-339。

- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史：『エコ革命』？」『九州歴史科学』32, pp.68-70。
- 田北廣道, 2004c, 「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』：15世紀後半のケルン経済社会」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像：史料と理論の対話』九州大学出版会, pp.543-568。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』72-5・6, pp.19-63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875-77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』74-5, pp.47-91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864-1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』75-4, pp.27-73。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』201, pp.1-14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872-75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』77-1, pp.71-119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」（1）『経済学研究』77-5・6, pp.73-107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』78-1, pp.41-79。
- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』78-2・3, pp.63-91。
- 田北廣道, 2011c, 「独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争：1880年代半ばの2つ事例研究」『経済学研究』78-4, pp.41-80。
- 田北廣道, 2012, 「1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争：『住民保護』の頂点」『経済学研究』78-5・6, pp.17-58。
- 田北廣道, 2012a, 「社会経済史学と環境史：対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立80周年記念）』有斐閣169-182。
- 田北廣道, 2012b, 「19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染：1869/73年ヴェーゼ化学会社の例」『経済学研究』79-1, pp.39-65。
- 田北廣道, 2013, 「19世紀～20世紀初頭ドイツにおける認可闘争とゲーム・ルール：営業認可制度を中心」『経済学研究』79-5/6, pp.79-117。
- 田北廣道, 2013b, 「第一次大戦前のドイツ化学工業と認可闘争：主体配置の変化と科学技術主義の勝利」『経済学研究』80-1, pp.59-110。
- 田北廣道, 2014, 「1890年代ドイツ化学工業著認可闘争：営業監督官の役割をめぐって」『経済学研究』80-5/6, pp.79-111。
- 田北廣道, 2014a, 「1889-1899年ダール染料会社をめぐる認可闘争の特質：史料論的概観」『経済学研究』81-2/3, pp.11-41。

- 田北廣道, 2014b, 「環境史における『長期の19世紀』:『1950年代症候群』を超えて」『経済学研究』 81-4, pp.295-322。
- 田北廣道, 2015, 「ドイツ化学企業の立地選択と認可闘争:1891年ダール会社の場合」『経済学研究』 81-5/6, pp.89-110。
- 馬場哲, 2000, 「フランクフルトのヘヒスト合併:大都市拡大と地域の再編」『社会経済史学』 66-1, pp.23-42。
- 馬場哲, 2002, 「ヨーロッパ近代都市史:ドイツを中心として」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望 (社会経済史学会創立70周年記念)』有斐閣, pp.480-490。
- 馬場哲, 2004, 「第2帝政期ドイツの上級市長:E アディケスの都市政策と政策思想」今井勝人・馬場哲編著『都市化の比較史:日本とドイツ』日本評論社, pp.121-154。

〔九州大学大学院経済学研究院 教授〕